

第三期子ども・子育て支援事業計画

遠軽町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4

第2章 計画策定の背景

1. 遠軽町の人口動態等	5
(1) 遠軽町の人口推移と推計	5
(2) 子どもの人口の推移と推計	6
(3) 世帯の推移	7
(4) 出生数の推移	7
(5) 合計特殊出生率の推移	8
(6) 婚姻と離婚	8
(7) 女性の就労の状況	9
2. 子育て支援の状況	10
(1) 保育所等の状況	10
(2) 保育所の状況	11
(3) 認定こども園の状況	11
(4) 放課後児童クラブの状況	12
3. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況	13
3-1 就学前児童	13
3-2 就学児童（1年生～3年生）	31
4. 第二期計画の評価	41
(1) 5年間の主な取組みと成果	41
(2) 5年間の取組みの課題	42

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	45
2. 計画の基本的な視点	45

第4章 計画の目標値等

1. 子ども・子育て支援サービス	47
2. 教育・保育提供体制	47
(1) 教育・保育提供区域の状況	47
(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制	47
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	49
(1) 利用者支援事業	49
(2) 地域子育て支援拠点事業	49
(3) 一時預かり事業	50
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	51
(5) 養育支援訪問事業	51
(6) 子育て世帯訪問支援事業	52
(7) ファミリー・サポート・センター事業	52
(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	53

(9) 延長保育事業	53
(10) 病児・病後児保育事業	54
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	54
(12) 妊婦健康診査事業	55
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	55
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	55
(15) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	56
(16) 児童育成支援拠点事業	56
(17) 親子関係形成支援事業	56
(18) 妊婦等包括相談支援事業	57
(19) 産後ケア事業	57
4. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	58
(1) 教育・保育の一体的な提供の推進	58
(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	58
(3) 保育所保育料の軽減	58
(4) 副食費（給食費）の軽減	58
5. 関連施策の展開	59
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	59
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する北海道が行う施策との連携	59

第5章 子どもの貧困対策

1. 貧困対策の基本的な考え方	61
2. 具体的な施策	61
(1) 相談支援	61
(2) 子育て支援	61
(3) 教育支援	62
(4) 経済的支援	63

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けた役割	65
(1) 家庭の役割	65
(2) 地域の役割	65
(3) 企業・職場の役割	65
(4) 行政の役割	65
2. 計画の推進体制	66
(1) 関係機関との連携	66
(2) 組織体制の調整	66

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国の少子化はさらに進行し、平成30年の合計特殊出生率は1.42でしたが、令和5年では1.2と低下し、東京都では0.9と1.0を切る危機的状況となっており、北海道も東京に次ぐ1.06（平成30年は1.27）と低い状況となっています。

また、婚姻数も令和2年には前年比12.3%の減、令和3年は前年比4.6%の減、令和4年は前年比0.8%の増と回復の動きがありましたが、令和5年には前年比6%の減と再び減少しました。

婚姻数の減少はおおむね2年後の出生数の減少をもたらすとされており、今後も少子化は続くと思われれます。

子どもの数は減っているものの、女性の社会進出に伴う3歳未満児の保育ニーズの増大、核家族化や地域コミュニティの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援をさらに推進していくことが求められています。

また、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学、就労に影響し、結果として貧困が世代を超えて連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことも急務となっています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となりました。

平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されており、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

その後、令和4年には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等をふまえて、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が求められることとなりました。

また、国においては、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、それと同時に、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもの政策を総合的に推進することを目的として

「こども基本法」が施行、これに基づき、12月には「こども大綱」を閣議決定し、令和6年5月には大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的取組を一元的にした「こどもまんなか実行計画2024」が決定されたところです。

加えて、令和6年6月には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、令和6年10月以降の児童手当について、「所得制限の撤廃」、「支給期間を中学生までから高校生年代まで延長」、「第3子以降の支給額を3万円に増額」など、制度の拡充がなされました。

『第三期遠軽町子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）は、『第二期遠軽町子ども・子育て支援事業計画』（以下「第二期計画」という。）の進捗状況を踏まえるとともに、これ以降に制定及び改正された法令の理念を共有し、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画です。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」を内包します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを推進する国民運動計画「すこやか親子21」の趣旨を踏まえつつ、「第3次遠軽町総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

【子ども・子育て支援法（第61条）】

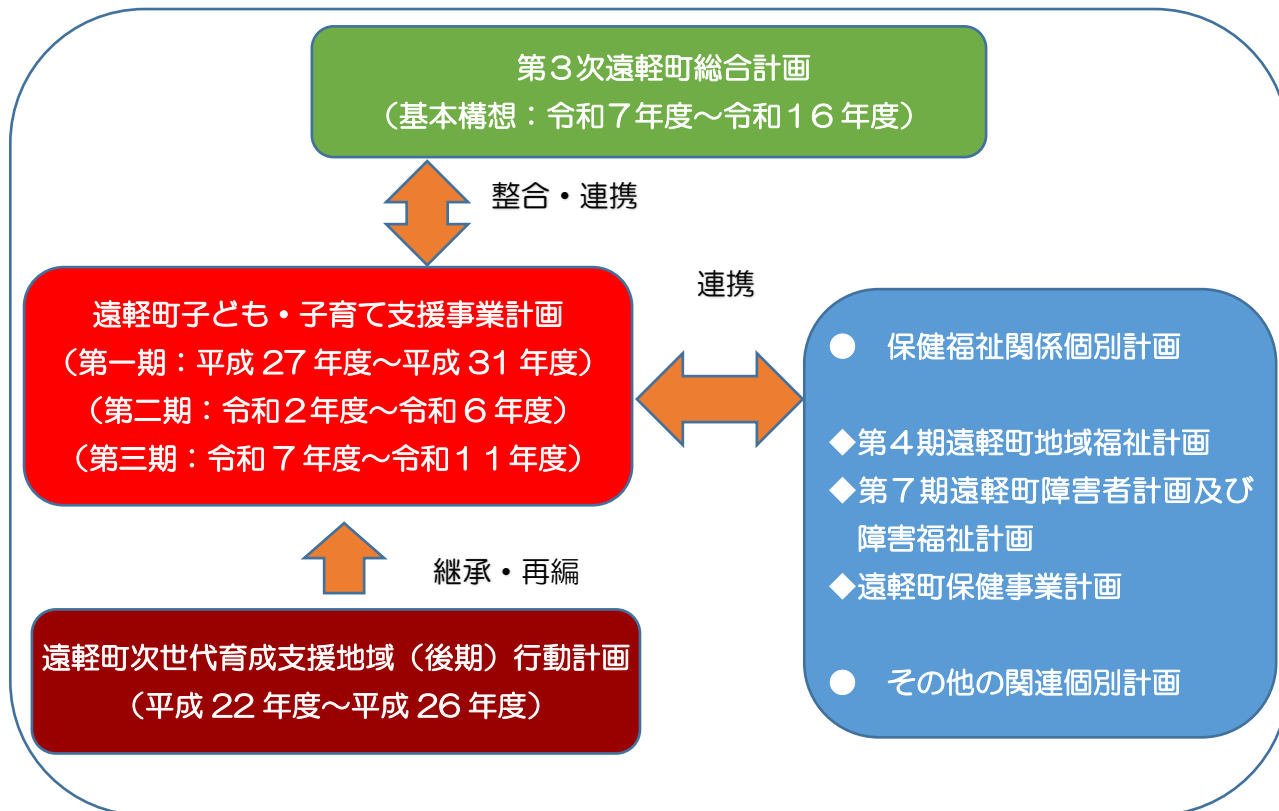
市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第8条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章

計画策定の背景

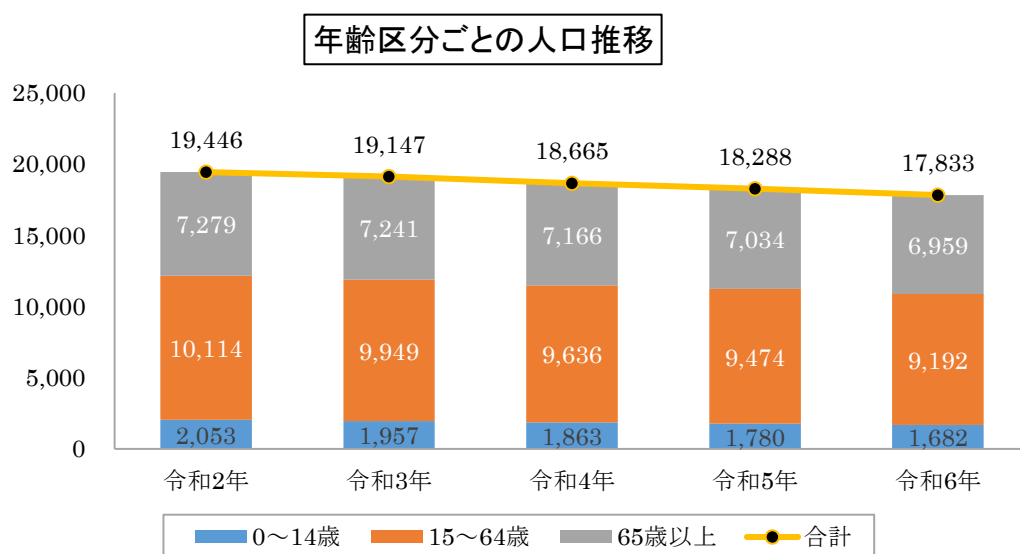
第2章 計画策定の背景

1. 遠軽町の人口動態等

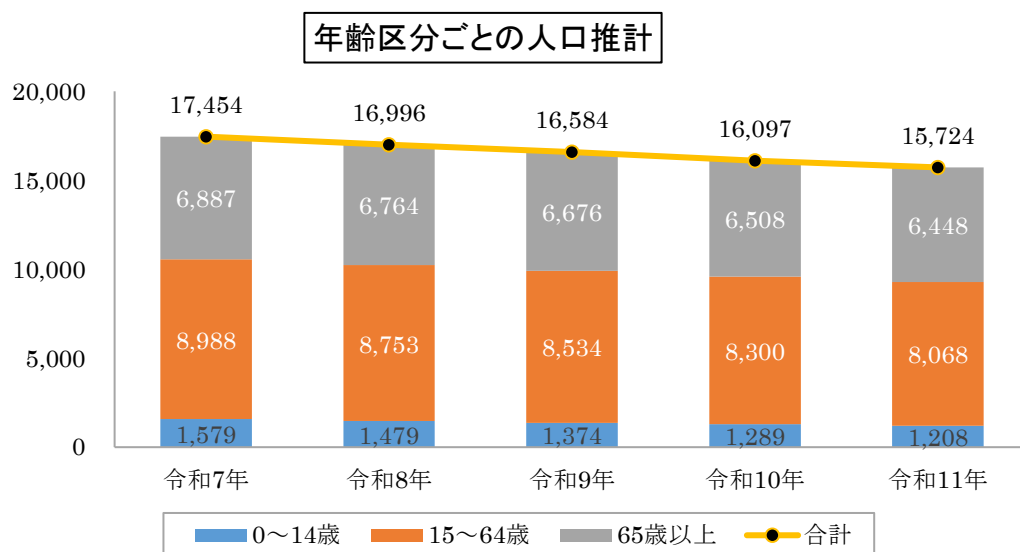
(1) 遠軽町の人口の推移と推計

本町の人口は、令和2年の19,446人から令和6年の17,833人と年々減少傾向で推移し、令和11年には15,724人と5年間で約2,100人の減少が見込まれています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、令和2年の7,279人から令和6年の6,959人と人口減少にともない微減傾向にあり、14歳までの年少人口は、令和2年の2,053人から令和6年の1,682人と大きく減少しています。また、年少人口の減少率（18.07%）が人口減少率（8.29%）の2倍以上となっており、人口全体が減少しているため高齢者の人口も減少していますが、それ以上に少子化が進行しています。



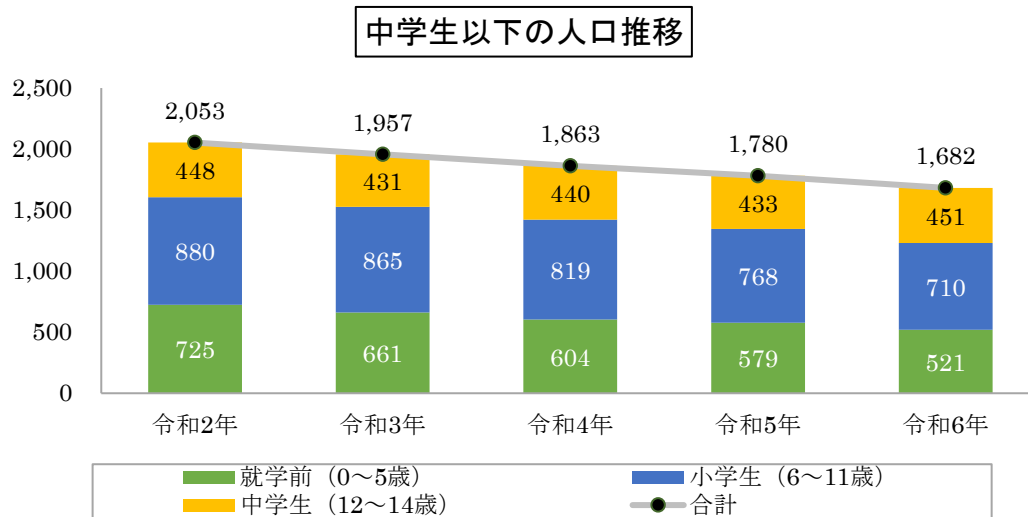
各年4月1日現在



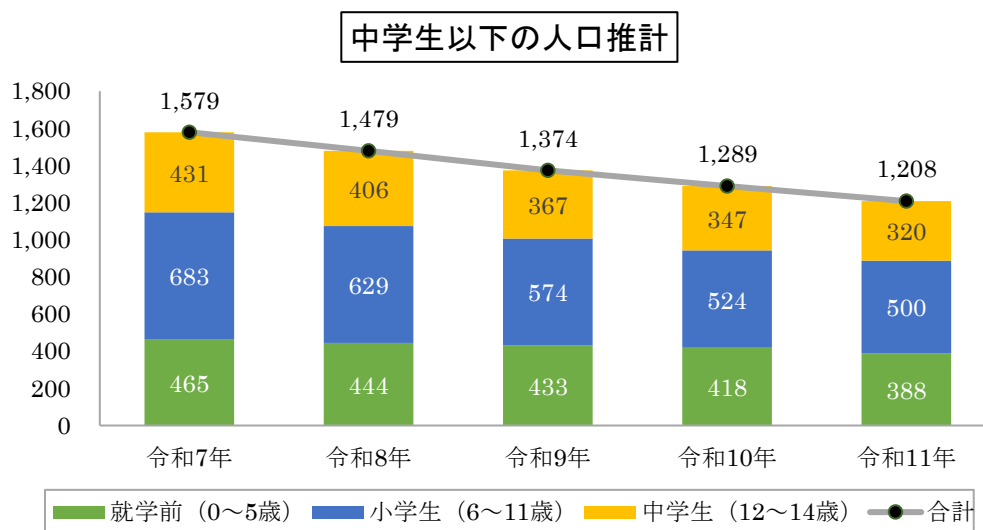
資料：令和2年～6年の住民基本台帳人口／コーホート変化率法で推計

(2) 子どもの人口の推移と推計

中学生以下の人口は、令和2年の2,053人から令和6年の1,682人と年々減少傾向で推移し、令和11年には1,208人と5年間で約470人の減少が見込まれています。



各年4月1日現在

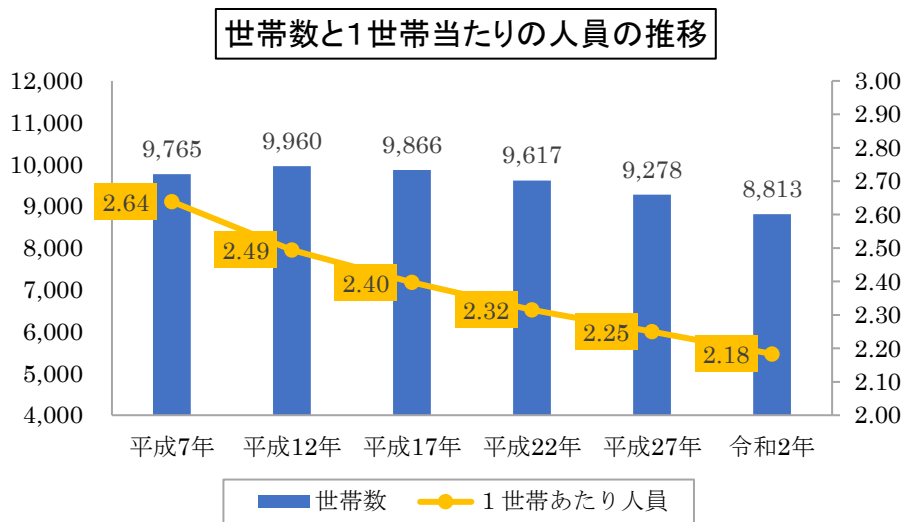


資料：令和2年～6年の住民基本台帳人口／コーホート変化率法で推計

(3) 世帯の推移

国勢調査による本町の世帯数は、平成12年度をピークに減少しています。

1世帯あたりの人員は、平成7年の2.64人から令和2年の2.18人と減少しており、1人もしくは2人世帯の進行が見られます。

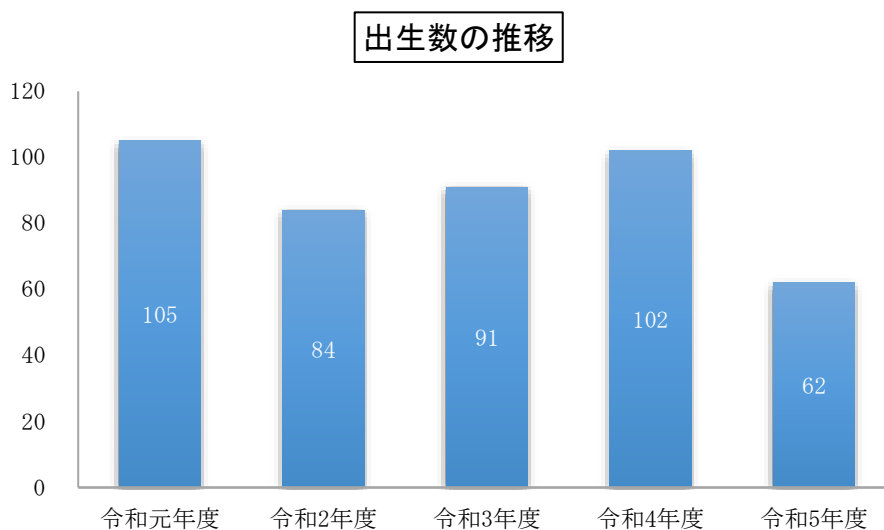


国勢調査

(4) 出生数の推移

本町における出生数は、平成30年度の出生数である128人であったものが、令和元年度には105人となり、令和2年度以降は新型コロナの影響もあるためか、出生数は減少しています。

令和4年度に100人台にいったん回復しましたが、令和5年度には近年最も低い62人となりました。



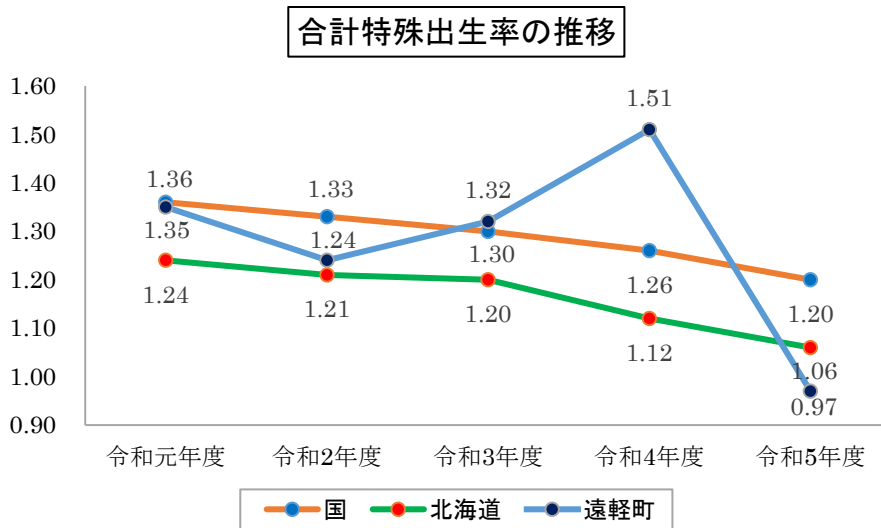
保健福祉課資料

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

本町の合計特殊出生率を全国や北海道と比較すると、令和3年度までは大きな違いはありませんでしたが、令和4年度では大きく上回り、令和5年度は国や北海道より下回りました。

しかし、人口規模が維持される水準（人口置換水準）は2.07と言われており、引き続き施策の展開を行っていく必要があります。

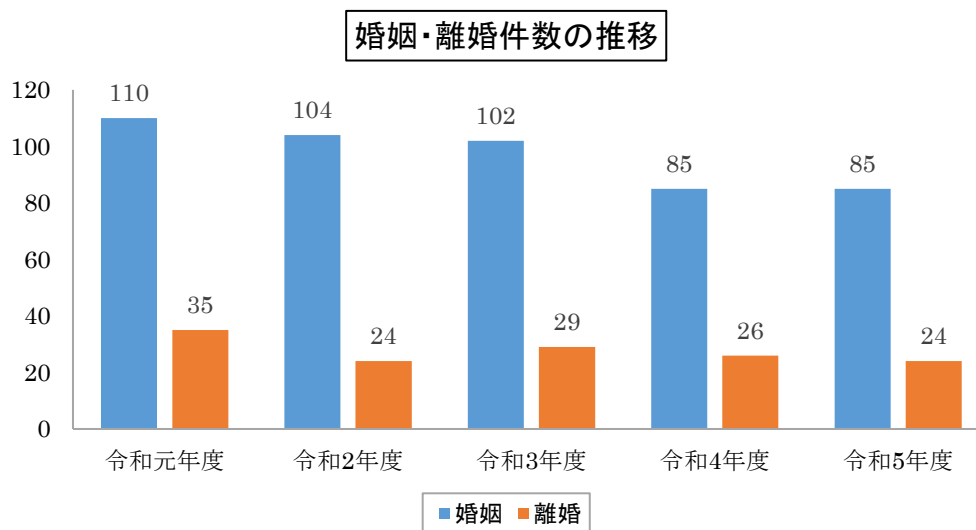


保健福祉課資料

(6) 婚姻と離婚

婚姻については、令和3年度までは100件台で推移していますが、令和4年度以降は80件台となっています。

また、離婚については、30件前後で推移しています。



遠軽町届出件数

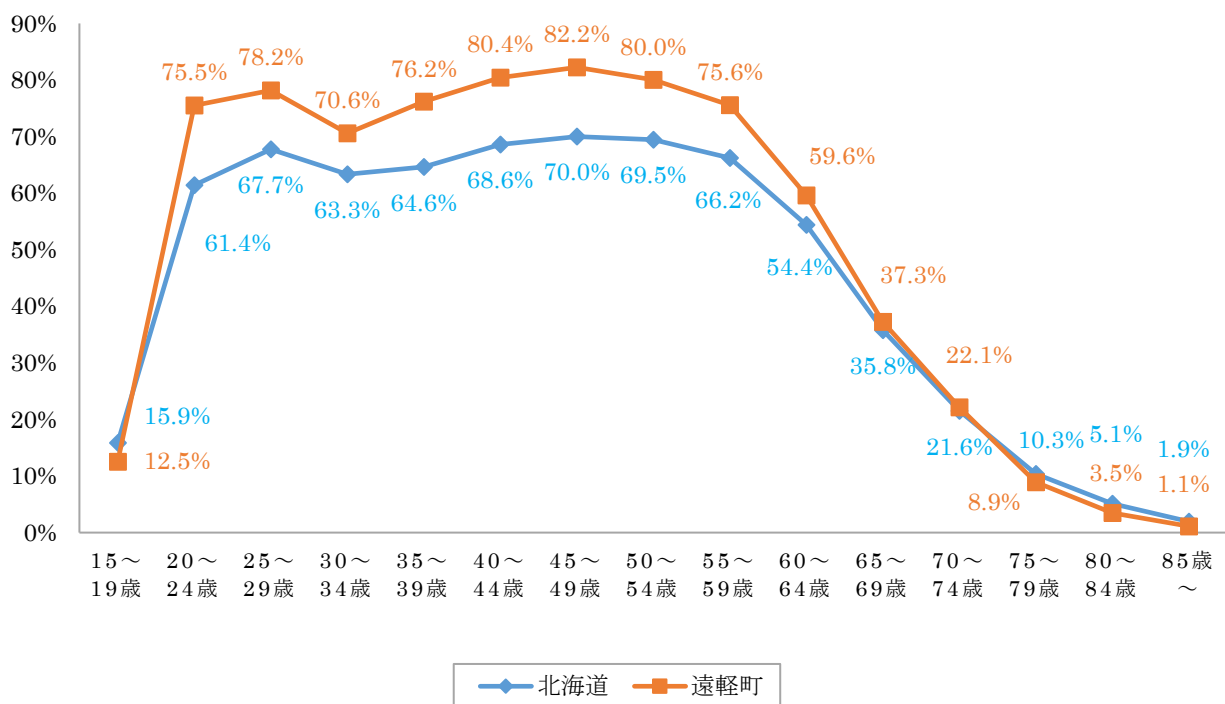
(7) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における女性の就労状況を北海道平均と比較してみると、20歳～74歳が北海道平均を上回っています。

加えて、前回の平成27年国勢調査から比べると、25歳～29歳で8.2ポイント、30歳～39歳で8.1ポイント、35歳～39歳で8.4ポイントと高くなっていることから、本町では、女性の社会進出も進んでいることに加え、前出(5)の合計特殊出生率の平均が、毎年増減はあるものの全国並み、北海道より高いことが多いことから、働きながら子育てをする環境が一定程度整っているまちであると言えます。

女性の就労の状況



令和2年 国勢調査

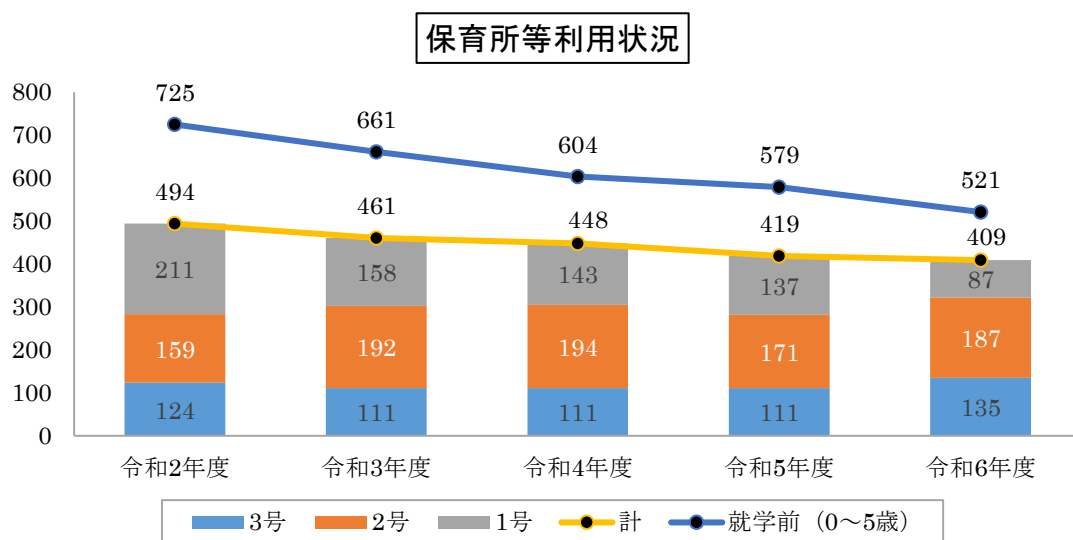
2. 子育て支援の状況

(1) 保育所等の状況

保育所・認定こども園・幼稚園（以下「保育所等」という。）利用者数の合計は、令和2年の494人から令和6年では409人と約17%減少しています。

就学前人口は、令和2年の725人から令和6年では521人と約28%減少していますが、保育所等の入所率は令和2年の約68%から令和6年の約79%となっており就学前人口は減少していますが、入所率は増加しています。

また、令和6年度について、1号児が減少していますが、これは遠軽ひばり幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したことにより1号児から2号児へ移行したことによります。



各年4月1日現在

1号（3歳以上児）～幼稚園・認定こども園

2号（保育認定3歳以上児）～保育所・認定こども園

3号（保育認定3歳未満児）～保育所・認定こども園

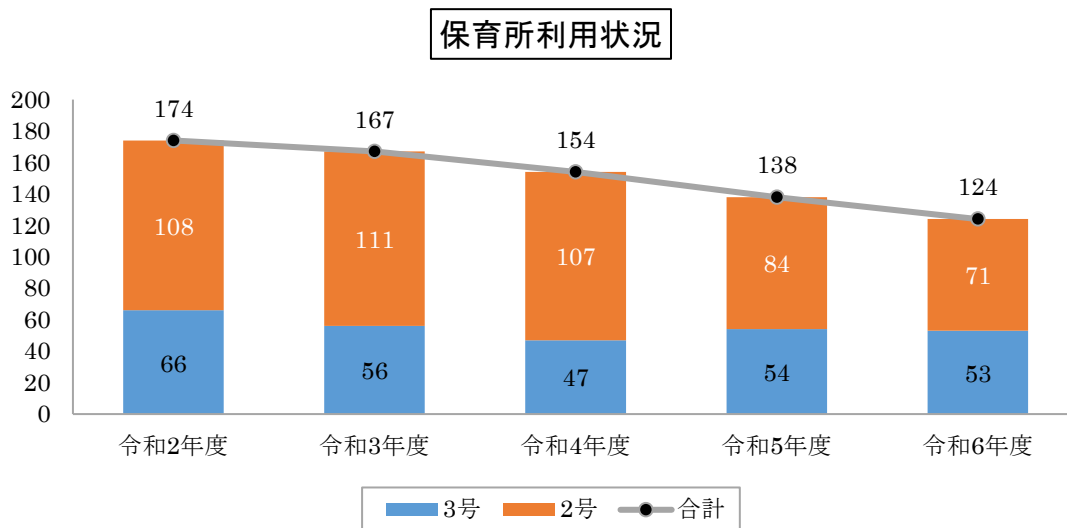
入所者数等	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号	211	158	143	137	87
2号	159	192	194	171	187
3号	124	111	111	111	135
計	494	461	448	419	409
就学前人口	725	661	608	579	521

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号	42.7%	34.3%	31.9%	32.7%	21.3%
2号	32.2%	41.6%	43.3%	40.8%	45.7%
3号	25.1%	24.1%	24.8%	26.5%	33.0%
計	100%	100%	100%	100%	100%
入所率	68.1%	69.7%	74.2%	72.4%	78.5%

各年4月1日現在

(2) 保育所の状況

保育所利用者数は、令和2年の174人から令和6年では124人と約29%減少しています。

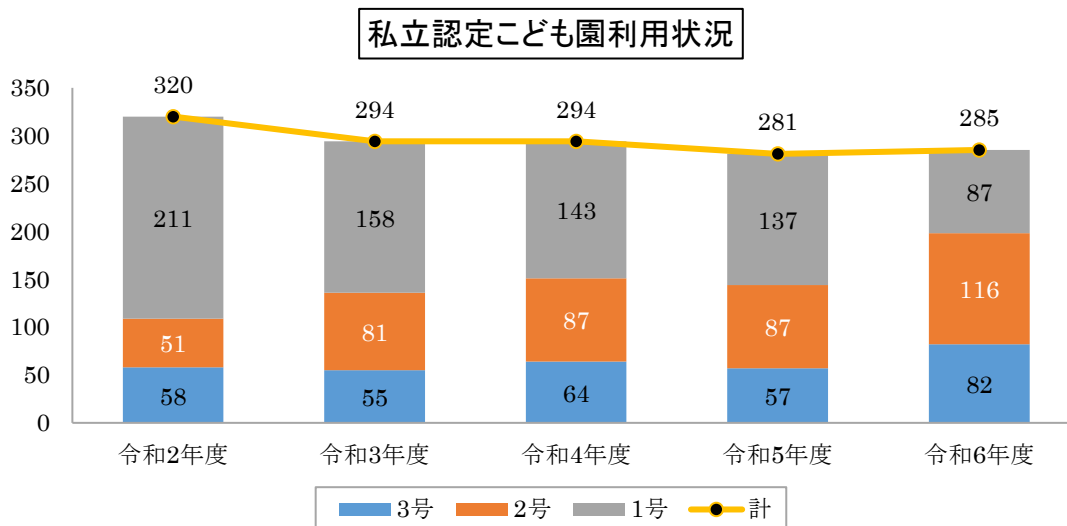


各年4月1日現在

(3) 認定こども園の状況

認定こども園利用者数は、令和2年の320人から令和6年では285人と約11%減少していますが、1号児は半分以下に減少しているのに対し、2号児は2倍以上増加、3号児についても約41%増加しています。これは、令和2年度に遠軽幼稚園が、令和6年度に遠軽ひばり幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したことが要因です。

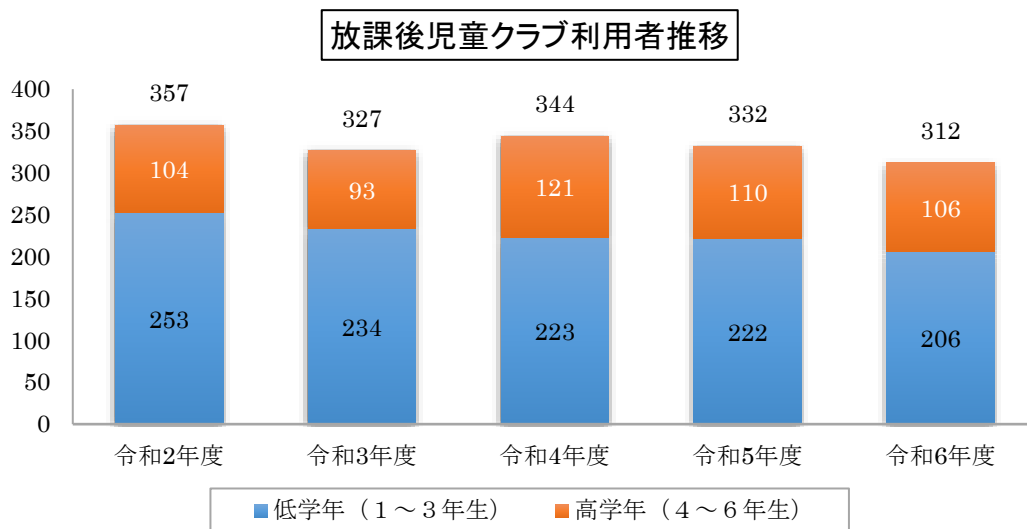
このことから、共働き世帯が多いことが現れます。



各年4月1日現在

(4) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ利用者数は、全体で約45人(12.6%)減少しています。高学年では横ばいですが、低学年では47人(18.6%)減少しています。ここでも、少子化の影響がみられます。



各年4月1日現在

低学年(1~3年生)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ひがし児童クラブ	70	65	63	60	57
にし児童クラブ	47	34	29	29	31
みなみ児童クラブ	96	98	100	106	91
生田原ちびっこクラブ	9	9	10	8	9
安国ちびっこクラブ	12	12	11	11	7
白滝児童クラブ	12	10	7	5	6
丸瀬布児童クラブ	7	6	3	3	5
合計	253	234	223	222	206

各年4月1日現在

高学年(4~6年生)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ひがし児童クラブ	21	27	38	29	28
にし児童クラブ	19	5	11	12	10
みなみ児童クラブ	38	34	41	42	47
生田原ちびっこクラブ	5	8	9	11	8
安国ちびっこクラブ	9	10	11	10	13
白滝児童クラブ	11	5	6	2	0
丸瀬布児童クラブ	1	4	5	4	2
合計	104	93	121	110	106

各年4月1日現在

3. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

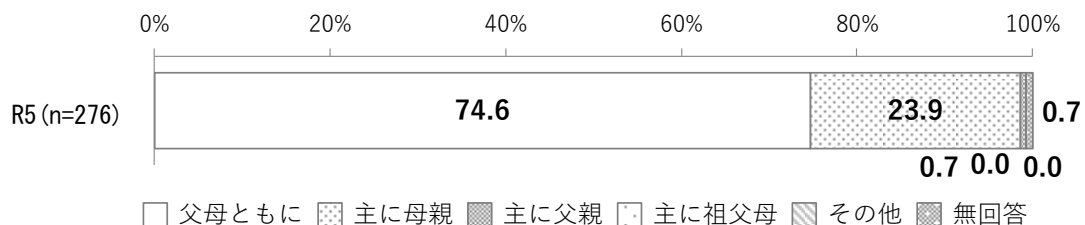
3-1 就学前児童

(1) 遠軽町子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施方法

項目	内容
調査対象	町内の就学前児童のいる世帯
配付数	576
調査方法	案内文にて調査依頼、WEB 調査にて回収
調査時期	令和6年1月
調査地域	遠軽町全域
調査票回収数	276 (47.9%)

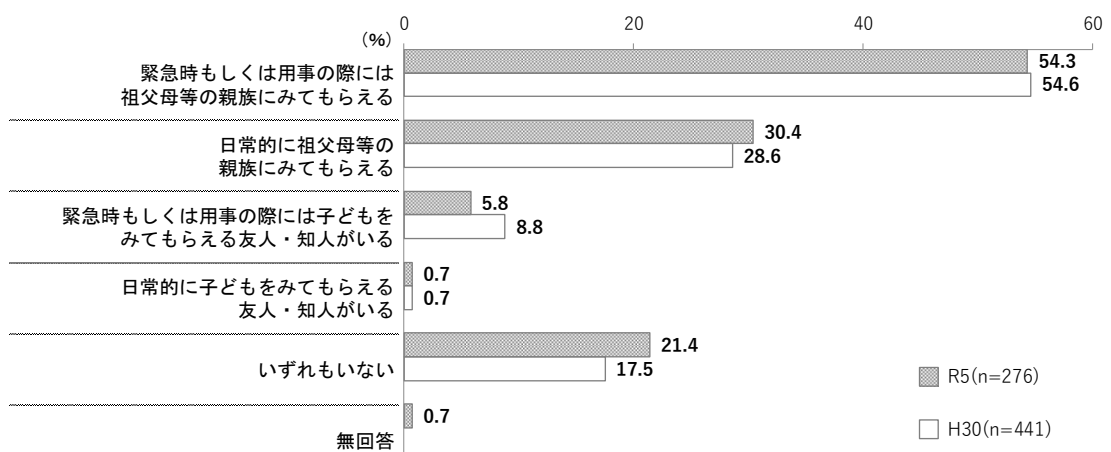
(2) 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

①子育てを主に行っている人



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が74.6%と最も多く、次いで「主に母親」(23.9%)、「主に父親」(0.7%)となっています。

②日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人



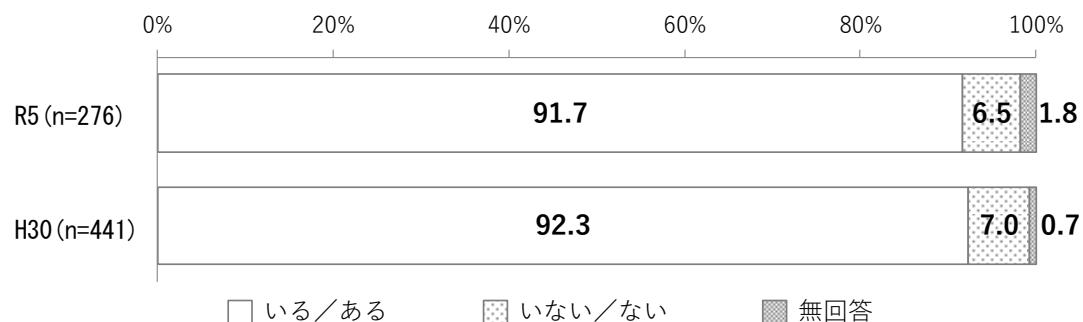
お子さんを見てもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.3%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(30.4%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(5.8%)などとなっています。

一方、「いずれもない」は21.4%となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「いずれもない」でやや高くなっています。

③子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人または場所の有無

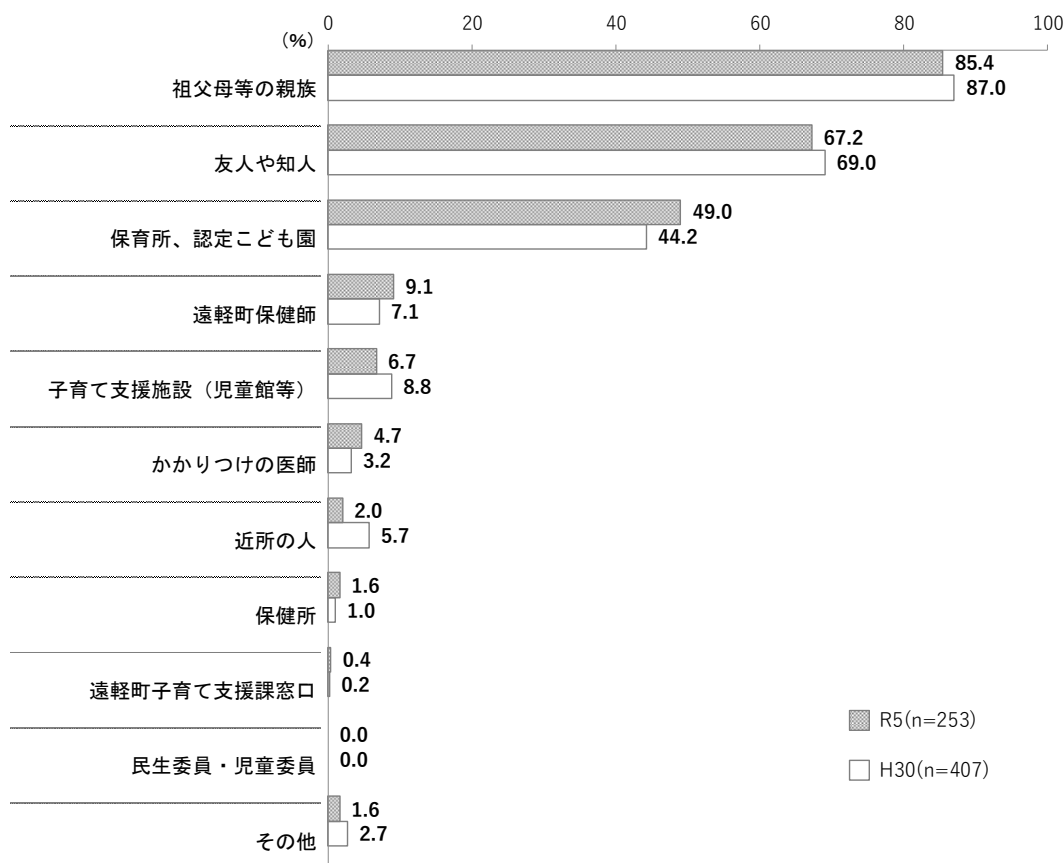


子育てを気軽に相談できる人の有無では、「いる／ある」(91.7%)、「いない／ない」(6.5%)となっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、大きな違いは見られません。

④子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先（あてはまる番号3つまで）



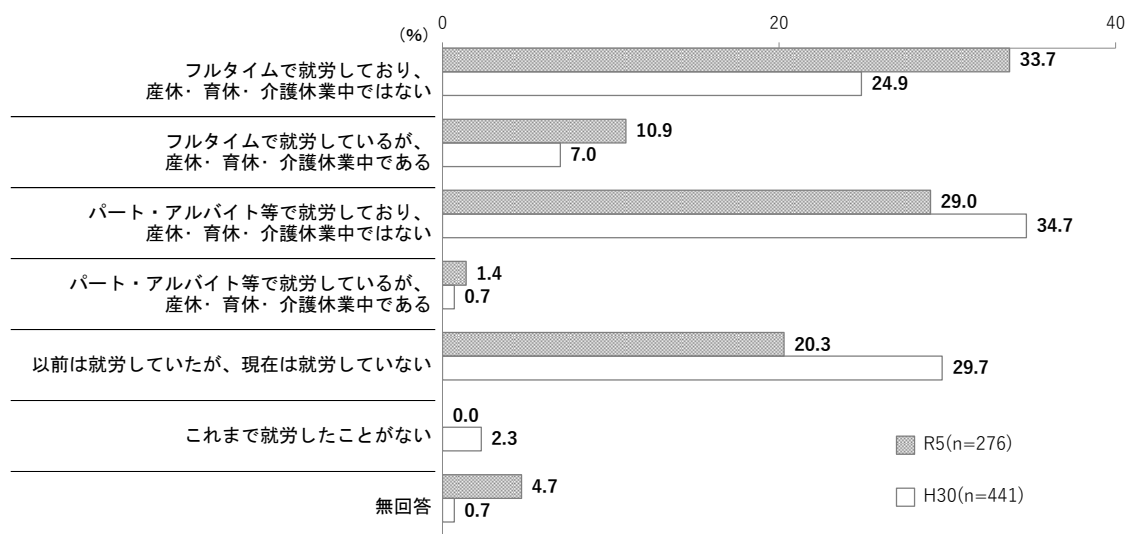
相談先は、「祖父母等の親族」が 85.4%と最も多く、次いで「友人や知人」(67.2%)、「保育所、認定こども園」(49.0%) などとなっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「保育所、認定こども園」で5ポイント高くなっています。

⑤保護者の就労状況

【母親】



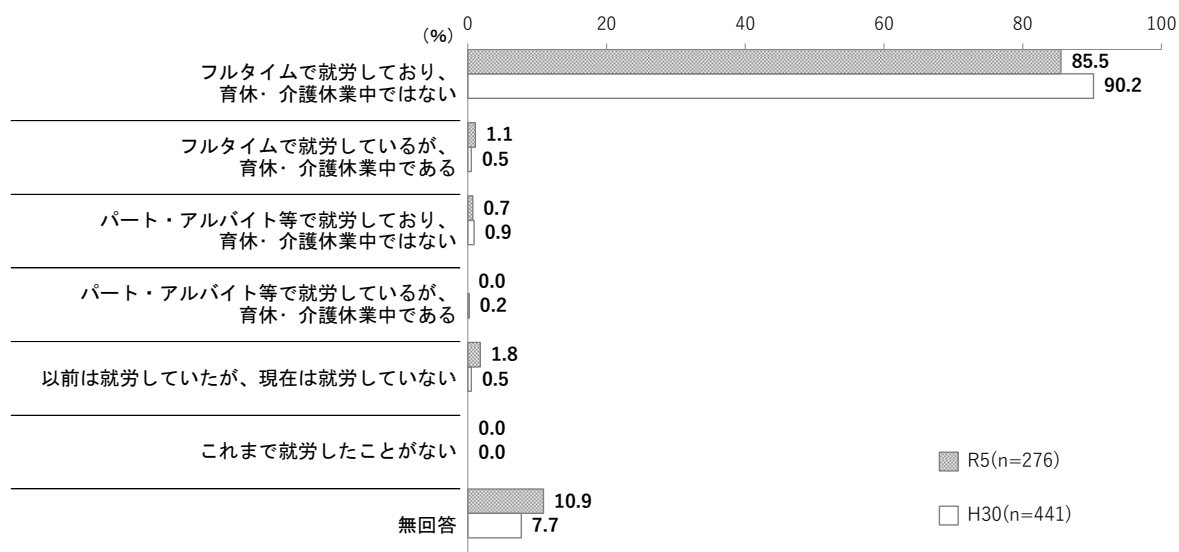
母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.7%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(29.0%)、「以前は就労していたが現在はしていない」(20.3%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(10.9%)となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」で9ポイント高くなっています。

一方、「以前は就労していたが現在はしていない」で9ポイント、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」で6ポイント低くなっています。

【父親】



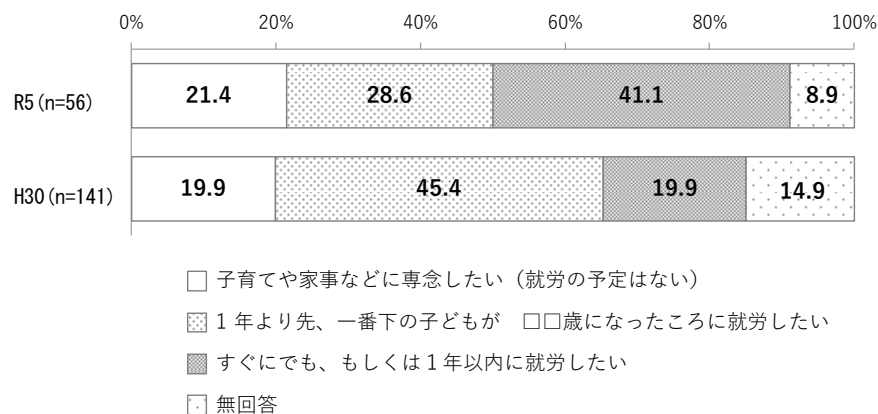
父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が85.5%と最も多くなっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではな

い」が5ポイント低くなっています。

⑥母親の就労希望



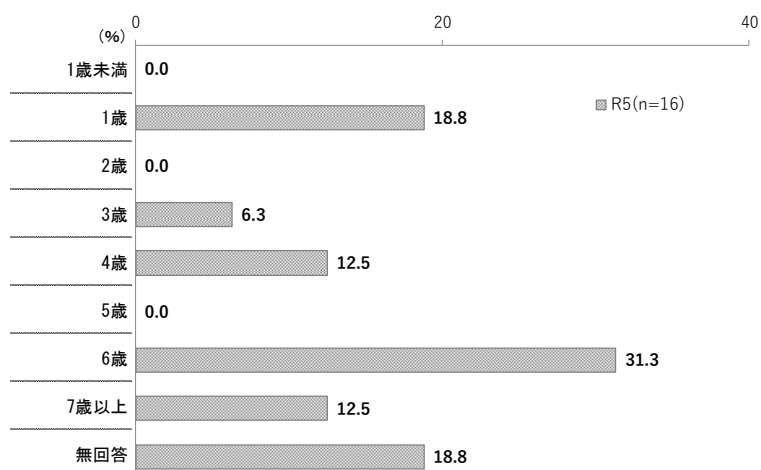
⑤で「以前は就労していたが、現在は就労していない」もしくは「これまで就労したことがない」と回答した母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が41.1%と最も多く、次いで「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」(28.6%)、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」(21.4%)となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」で21ポイント高くなっています。

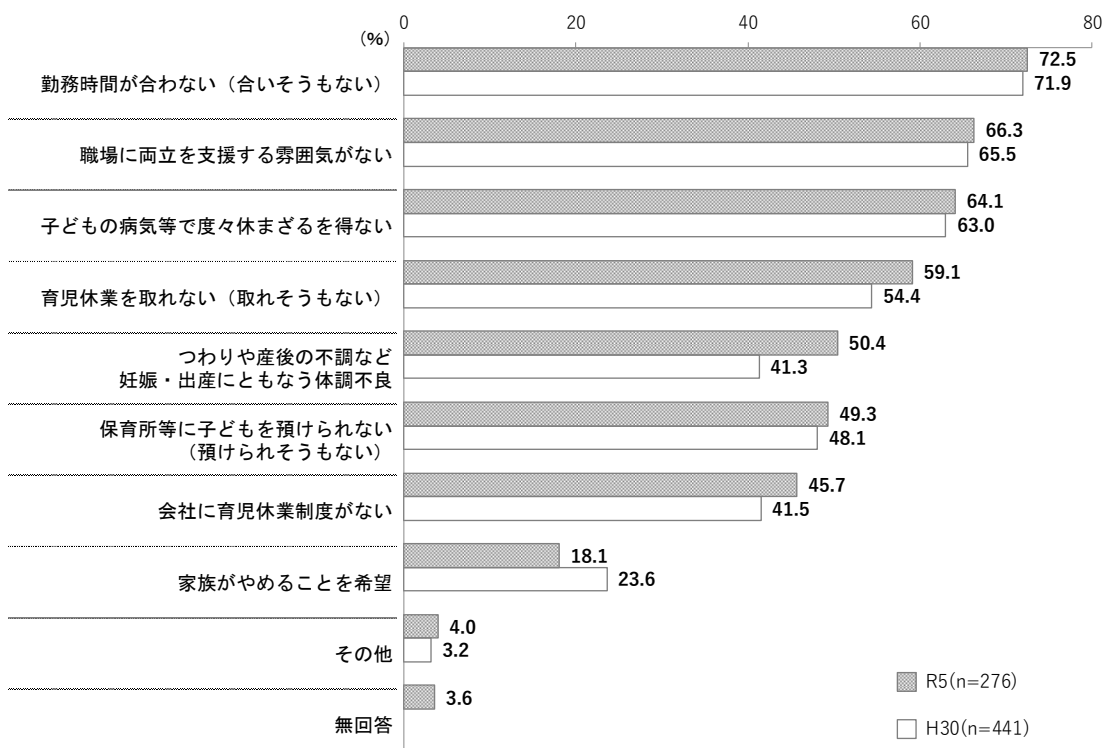
一方、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」で17ポイント低くなっています。

⑦母親の就労希望時期：末子の年齢



⑥での就労希望時期の末子の年齢は、「6歳」が31.3%と最も多く、次いで「1歳」(18.8%)、「7歳以上」「4歳」がともに12.5%、「3歳」(6.3%)となっています。

⑧妊娠・出産・子育ての際の離職

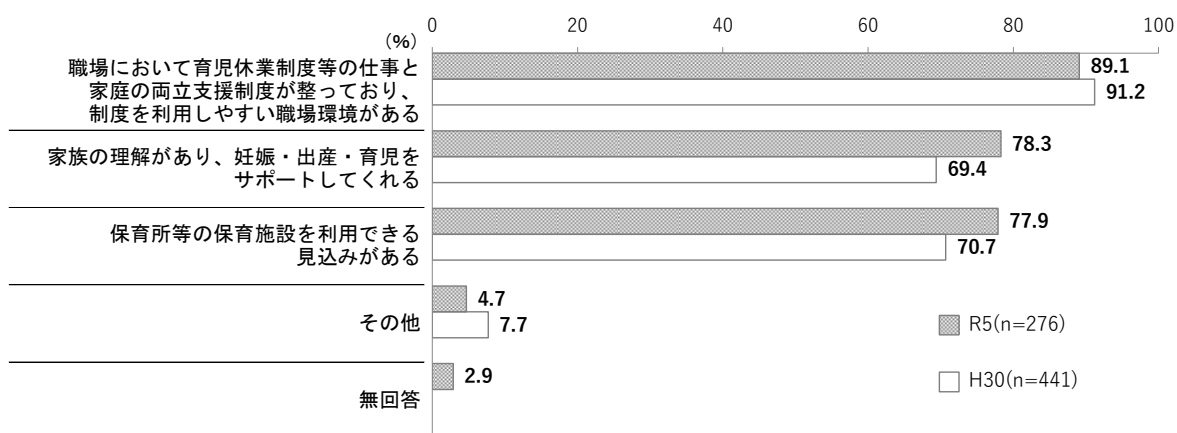


妊娠・出産・子育てにおける離職せざるを得ない状況は、「勤務時間が合わない(合いそうもない)」が72.5%と最も多く、次いで「職場に両立を支援する雰囲気がない」(66.3%)、「子どもの病気等で度々休まざるを得ない」(64.1%)、「育児休業を取れない(取れそうもない)」(59.1%)、「つわりや産後の不調など妊娠・出産にともなう体調不良」(50.4%) などとなっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「家族がやめる事を希望」以外の項目で高くなっており、「つわりや産後の不調など妊娠・出産にともなう体調不良」で9ポイント、「育児休業を取れない(取れそうもない)」で5ポイント高くなっています。

⑨就労の継続

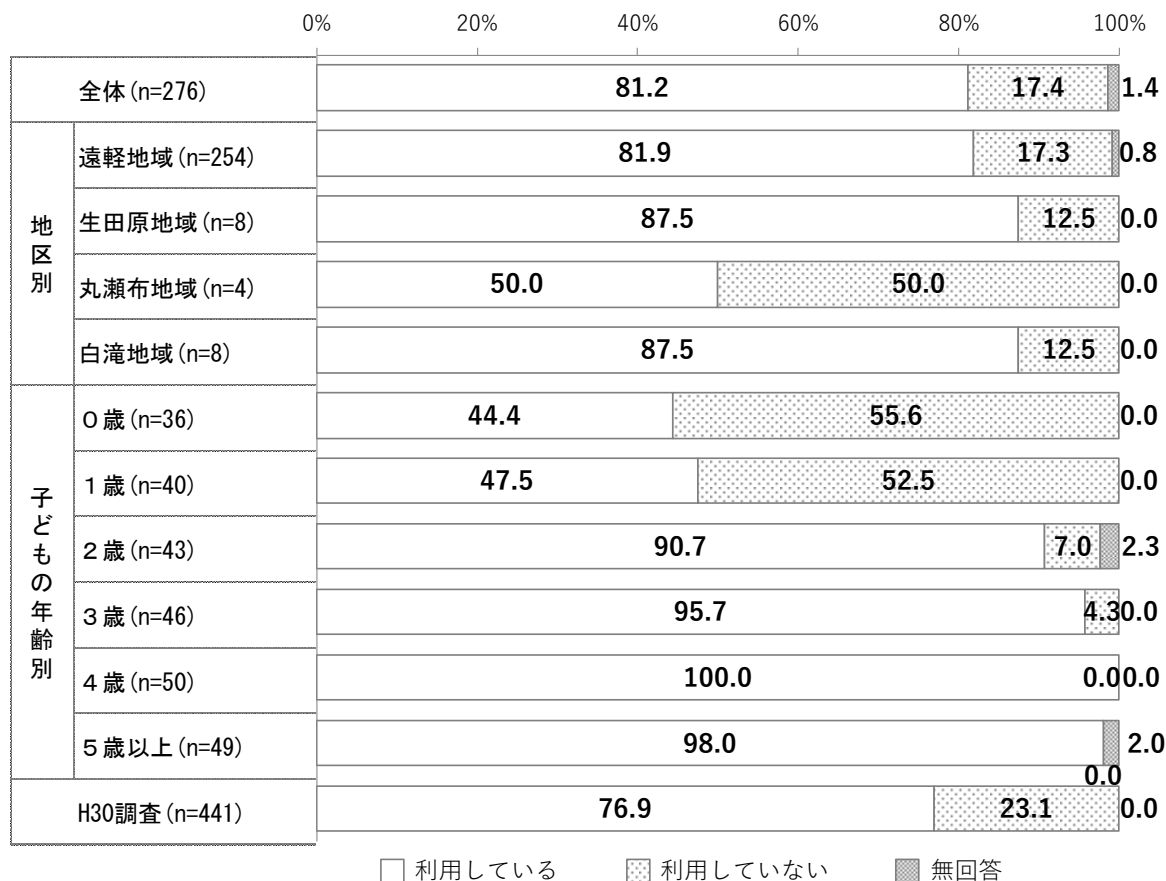


離職をせずに就労できる条件については、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整っており、制度を利用しやすい職場環境がある」が89.1%と最も多く、次いで「家族の理解があり、妊娠・出産・育児をサポートしてくれる」(78.3%)、「保育所等の保育施設を利用できる見込みがある」(77.9%) となっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「家族の理解があり、妊娠・出産・育児をサポートしてくれる」で9ポイント、「保育所等の保育施設を利用できる見込みがある」で7ポイント高くなっています。

⑩認定こども園・保育所の利用状況



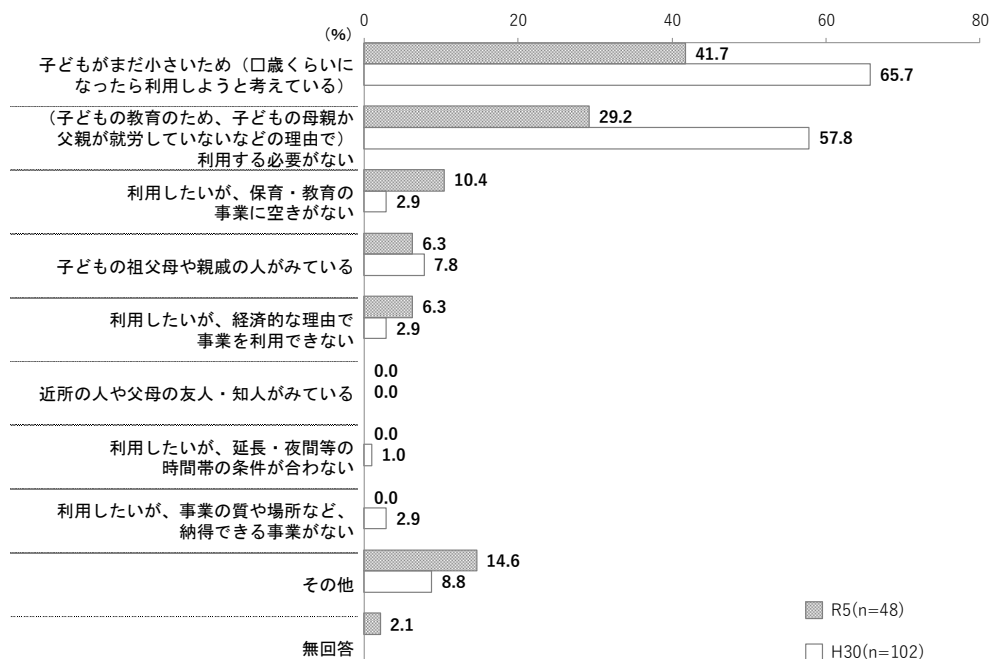
教育・保育事業の利用の有無を地区別にみると、丸瀬布地域を除き「利用している」が8割以上となっている。

子どもの年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「利用している」割合が増加傾向にあります。

【平成 30 年度との比較】

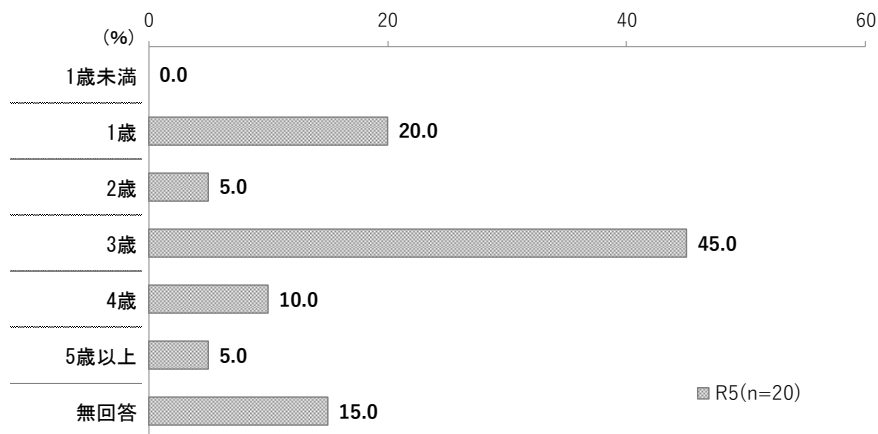
平成 30 年度と比べると、「利用している」割合はやや増加しています。

⑪利用していない理由



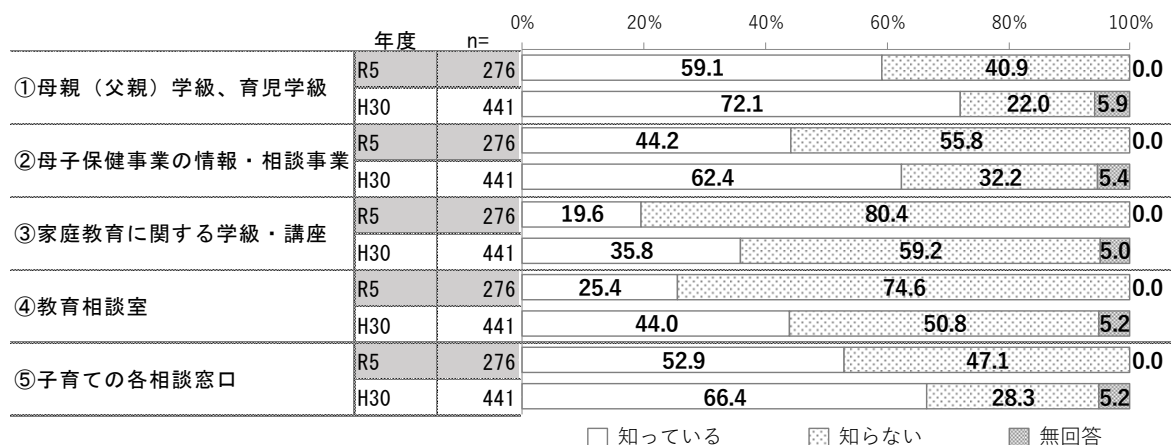
⑩で利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」が41.7%と最も多く、次いで「（子どもの教育のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」（29.2%）、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」（10.4%）などとなっています。

⑫利用希望年齢



上記の者の利用希望年齢は、「3歳」が45.0%と最も多く、次いで「1歳」（20.0%）、「4歳」（10.0%）、「2歳」「5歳以上」がともに5.0%などとなっています。

⑬地域の子育て支援拠点事業の利用状況（知っている事業）

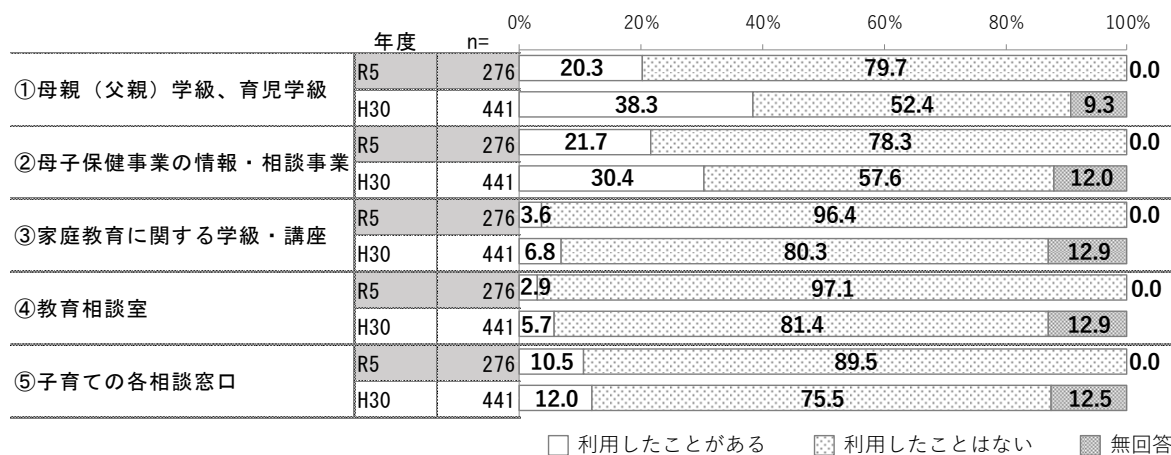


地域子育て支援拠点事業の認知は、「母親（父親）学級、育児学級」が59.1%と最も多く、次いで「子育ての各相談窓口」（52.9%）、「母子保健事業の情報・相談事業」（44.2%）、「教育相談室」（25.4%）、「家庭教育に関する学級・講座」（19.6%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、認知率は「教育相談室」で19ポイント、「母子保健事業の情報・相談事業」で18ポイント、「家庭教育に関する学級・講座」で16ポイント、「子育ての各相談窓口」で14ポイント、「母親（父親）学級、育児学級」で13ポイント低くなっています。

⑭地域の子育て支援拠点事業の利用状況（利用した事業）

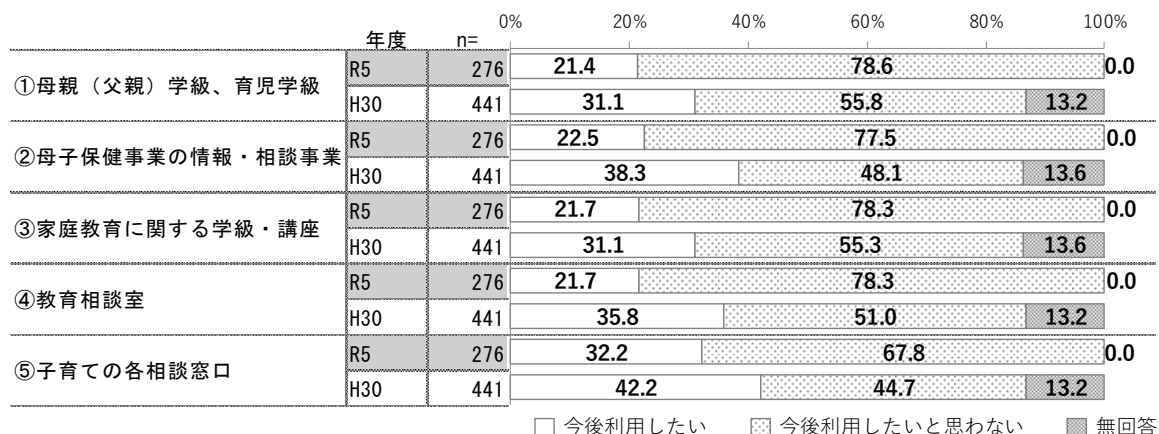


利用経験がある事業は、「母子保健事業の情報・相談事業」が21.7%と最も多く、次いで「母親（父親）学級、育児学級」（20.3%）、「子育ての各相談窓口」（10.5%）、「家庭教育に関する学級・講座」（3.6%）、「教育相談室」（2.9%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、利用経験は「母親（父親）学級、育児学級」で18ポイント、「母子保健事業の情報・相談事業」で9ポイント低くなっています。

⑮地域の子育て支援拠点事業の利用状況（今後利用したい事業）

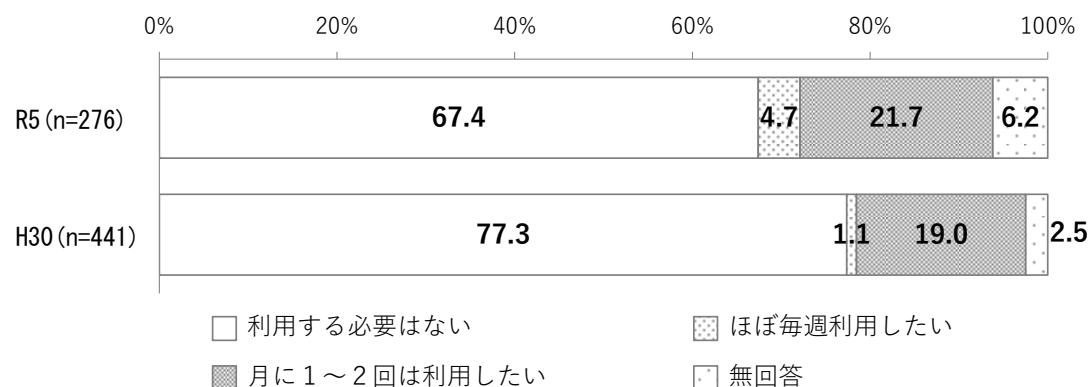


今後利用したい事業は、「子育ての各相談窓口」が32.2%と最も多く、次いで「母子保健事業の情報・相談事業」（22.5%）、「家庭教育に関する学級・講座」「教育相談室」がともに21.7%、「母親（父親）学級、育児学級」（21.4%）、となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、利用意向は、「母子保健事業の情報・相談事業」で16ポイント、「教育相談室」で14ポイント、「母親（父親）学級、育児学級」で10ポイント、「家庭教育に関する学級・講座」で9ポイント、「子育ての各相談窓口」で10ポイント低くなっています。

⑯日曜日・祝日の認定こども園・保育所の利用希望（遠軽町未実施）



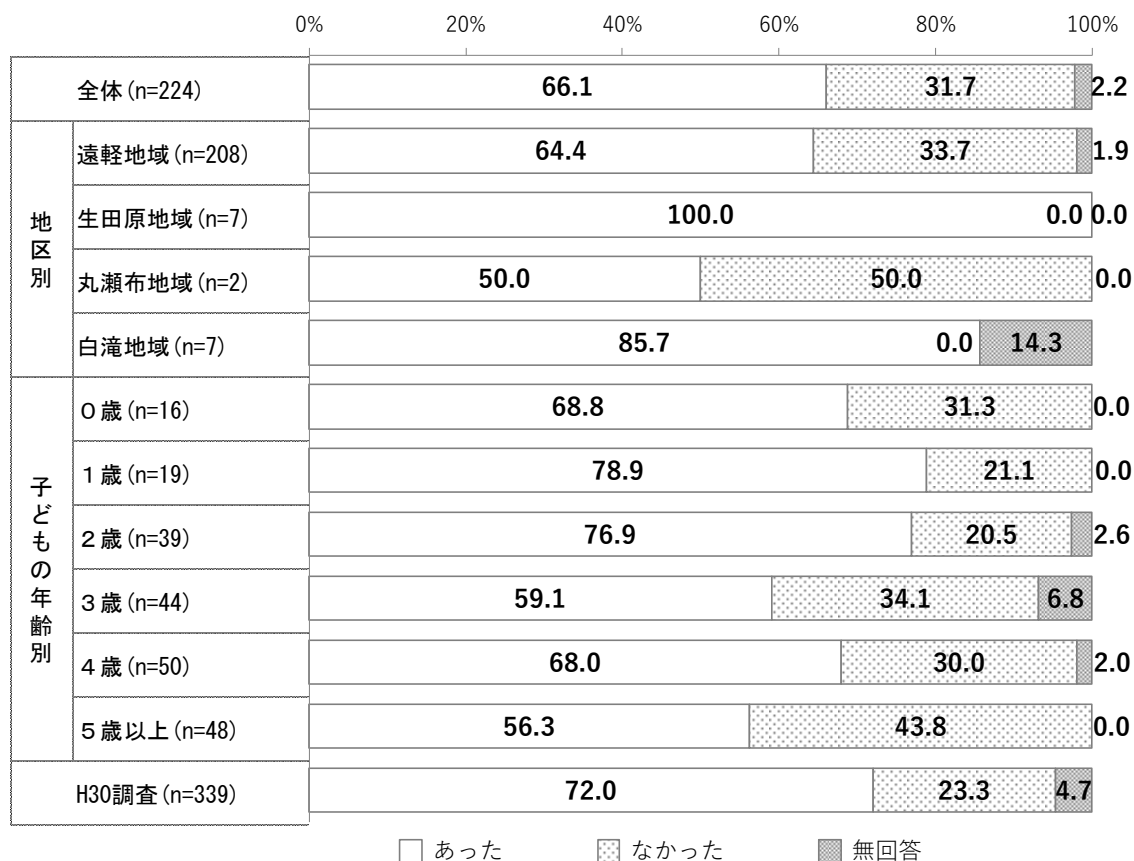
日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が67.4%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」（21.7%）、「ほぼ毎週利用したい」（4.7%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「利用する必要はない」は10ポイント低くなっています。

なお、⑭において「月に1～2回は利用したい」人の理由は「月に数回仕事が入るため」（60.0%）、「息抜きのため」（35.0%）、「平日にできない用事をまとめて済ませるため」（33.3%）、「親族の介護や手伝いが必要なため」（1.7%）となっています。

⑰子どもの病気等で幼稚園・認定こども園・保育所を利用できなかった



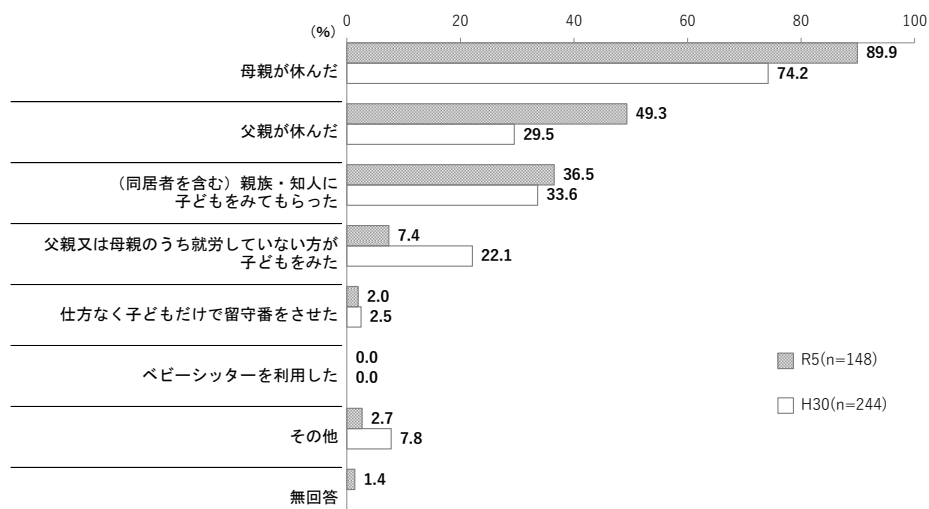
子どもの病気やケガによって利用できなかった経験は、「あった」(66.1%)、「なかった」(31.7%)となっています。

子どもの年齢別にみると、「3歳」「5歳以上」を除く年齢で「あった」は6~7割となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「あった」で6ポイント低くなっています。

⑱子どもの病気等で認定こども園・保育所を利用できなかった場合の対処



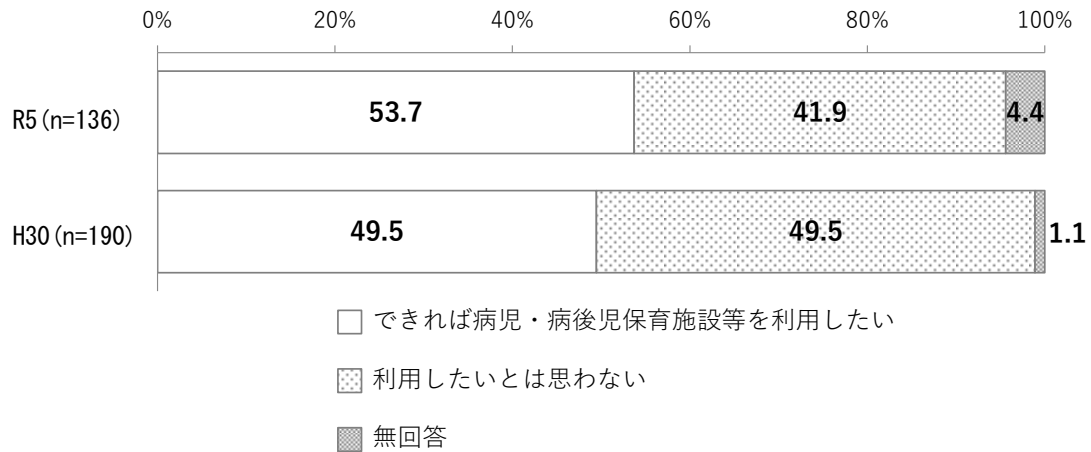
「母親が休んだ」が89.9%と最も多く、次いで「父親が休んだ」(49.3%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(36.5%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(7.4%)などとなっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「父親が休んだ」で 20 ポイント、「母親が休んだ」で 16 ポイント高くなっています。

一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」は 15 ポイント低くなっています。

⑱病児・病後児のための保育施設等の利用（遠軽町未実施）



病児・病後児の保育施設等の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」（53.7%）、「利用したいとは思わない」（41.9%）となっています。

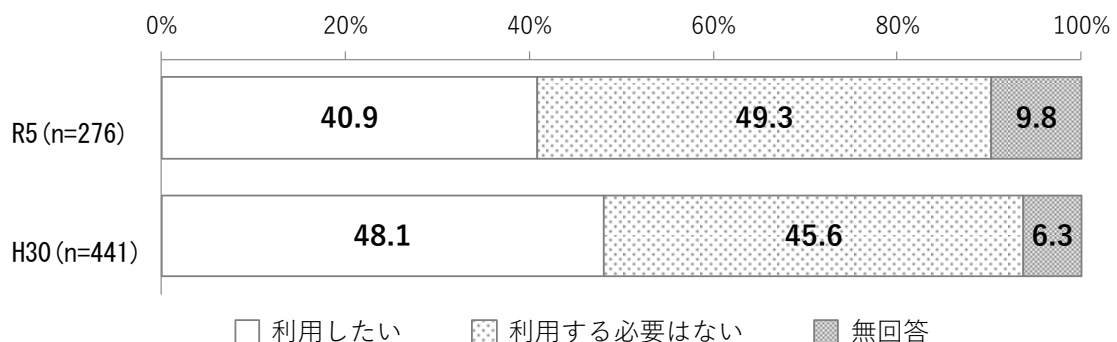
【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「利用したいとは思わない」で 8 ポイント低くなっています。

望ましい事業形態については「小児科に併設の施設で子どもを保育する事業」（84.9%）、「他施設に併設の施設で子どもを保育する事業」（47.9%）、「地域住民等が身近な場所で保育する事業」（24.7%）となっています。

「利用したいとは思わない」理由としては「親が仕事を休んで対応する」（59.6%）、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（54.4%）、「利用料がかかる・高い」（19.3%）、「利用料がわからない」（17.5%）、「地域の事業の質に不安がある」・「地域の事業の利便性がよくない」（同率 5.3%）となっています。

⑳不定期で認定こども園・保育所等を利用する必要性



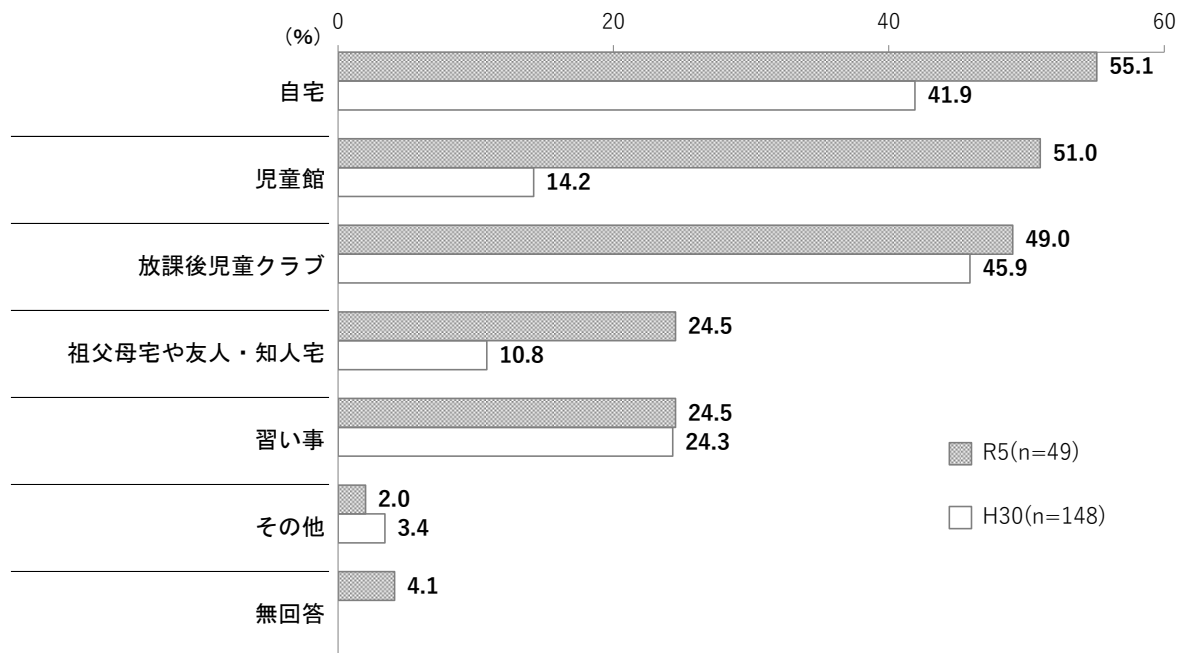
「利用する必要はない」（49.3%）、「利用したい」（40.9%）となっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると「利用したい」で7ポイント低下しています。

利用したい理由については「私用、リフレッシュ目的」(83.2%)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(68.1%)、「不定期の就労」(24.8%)となっています。

②1 就学後の放課後の過ごし方（低学年）

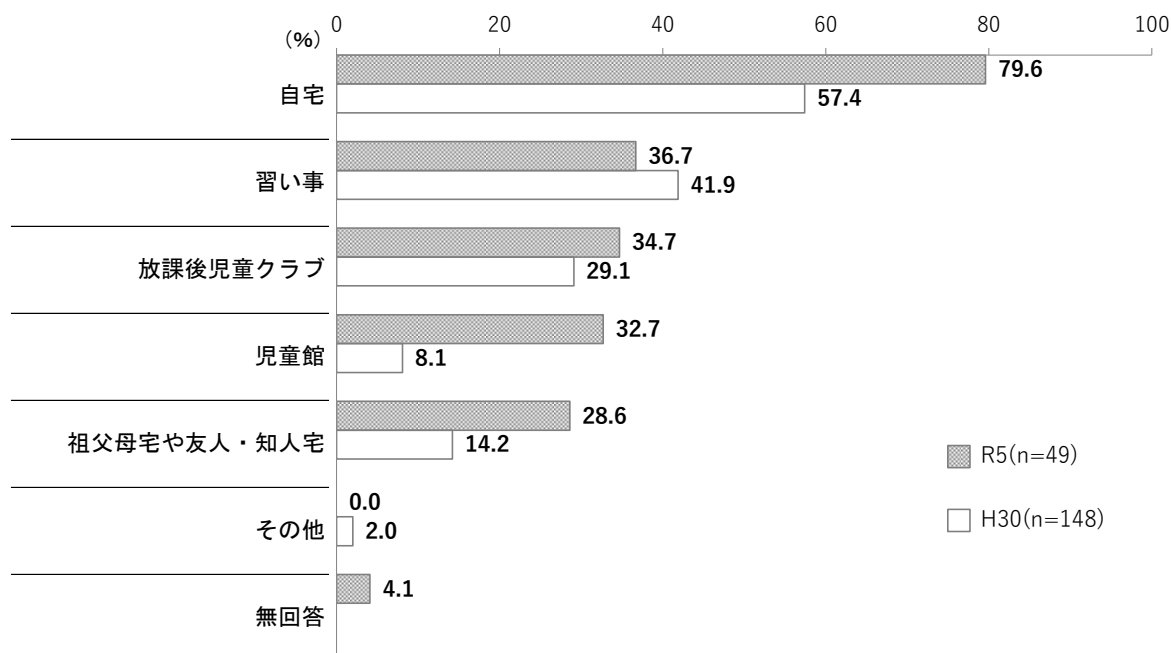


低学年の就学後の放課後に居場所として希望する場所は、「自宅」が55.1%と最も多く、次いで「児童館」(51.0%)、「放課後児童クラブ」(49.0%)、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」がともに24.5%となっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「児童館」で37ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」で14ポイント、「自宅」で13ポイント高くなっています。

②就学後の放課後の過ごし方（高学年）

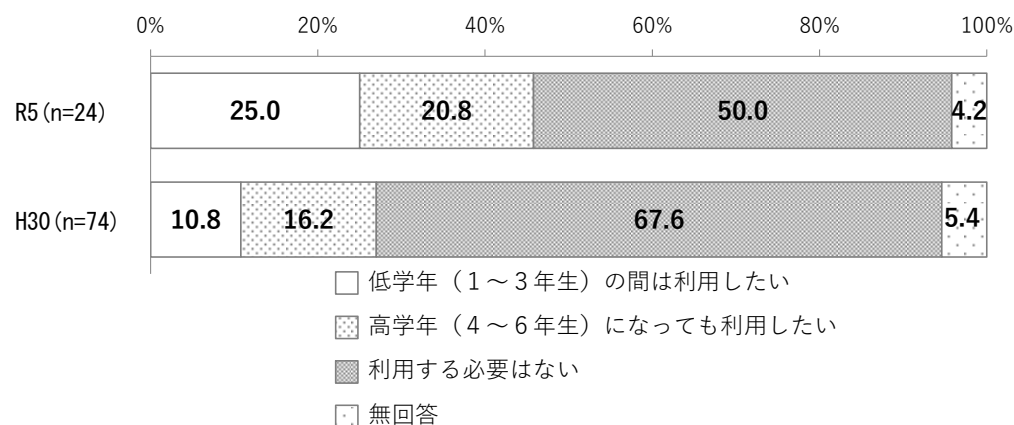


高学年の就学後の放課後に居場所として希望する場所は、「自宅」が79.6%と最も多く、次いで「習い事」(36.7%)、「放課後児童クラブ」(34.7%)、「児童館」(32.7%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(28.6%)となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「習い事」以外の項目で増加しており、「児童館」で25ポイント、「自宅」で22ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」で14ポイント、「放課後児童クラブ」で6ポイント高くなっています。

③放課後児童クラブの利用希望（日曜日・祝日）



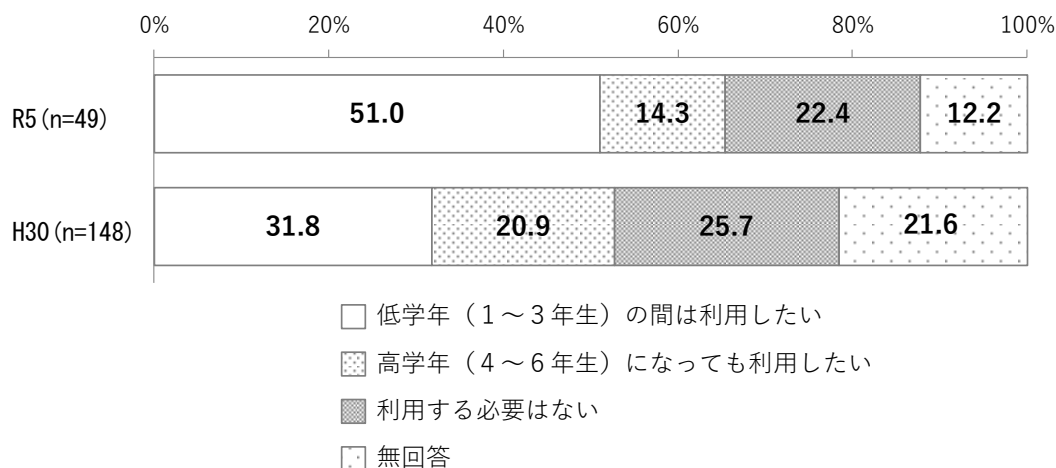
「利用する必要はない」が50.0%と最も多く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」(25.0%)、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」(20.8%)となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」を合わせた『利用したい』は19ポイント高くなっています。

一方、「利用する必要はない」は18ポイント低下しています。

④放課後児童クラブの利用希望（夏・冬休み等の長期休業期間）



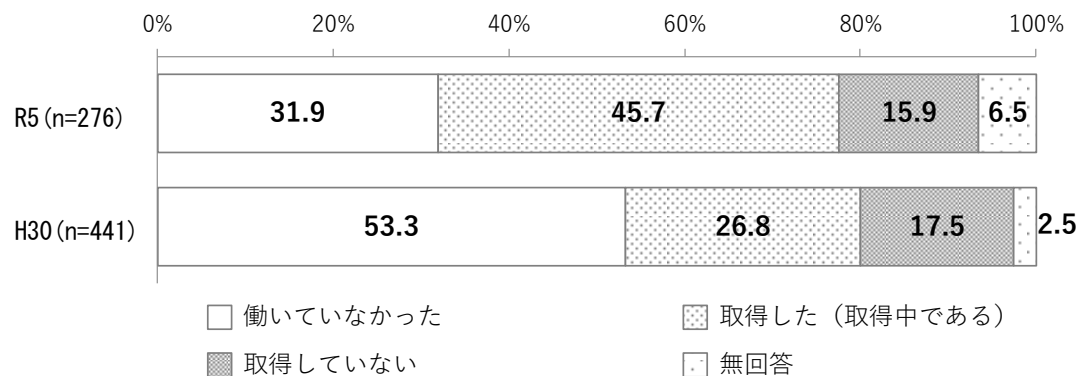
「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が51.0%と最も多く、次いで「利用する必要はない」（22.4%）、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（14.3%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」で19ポイント高くなっています。

一方、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」は7ポイント低下しています。

⑤母親の育児休業の取得



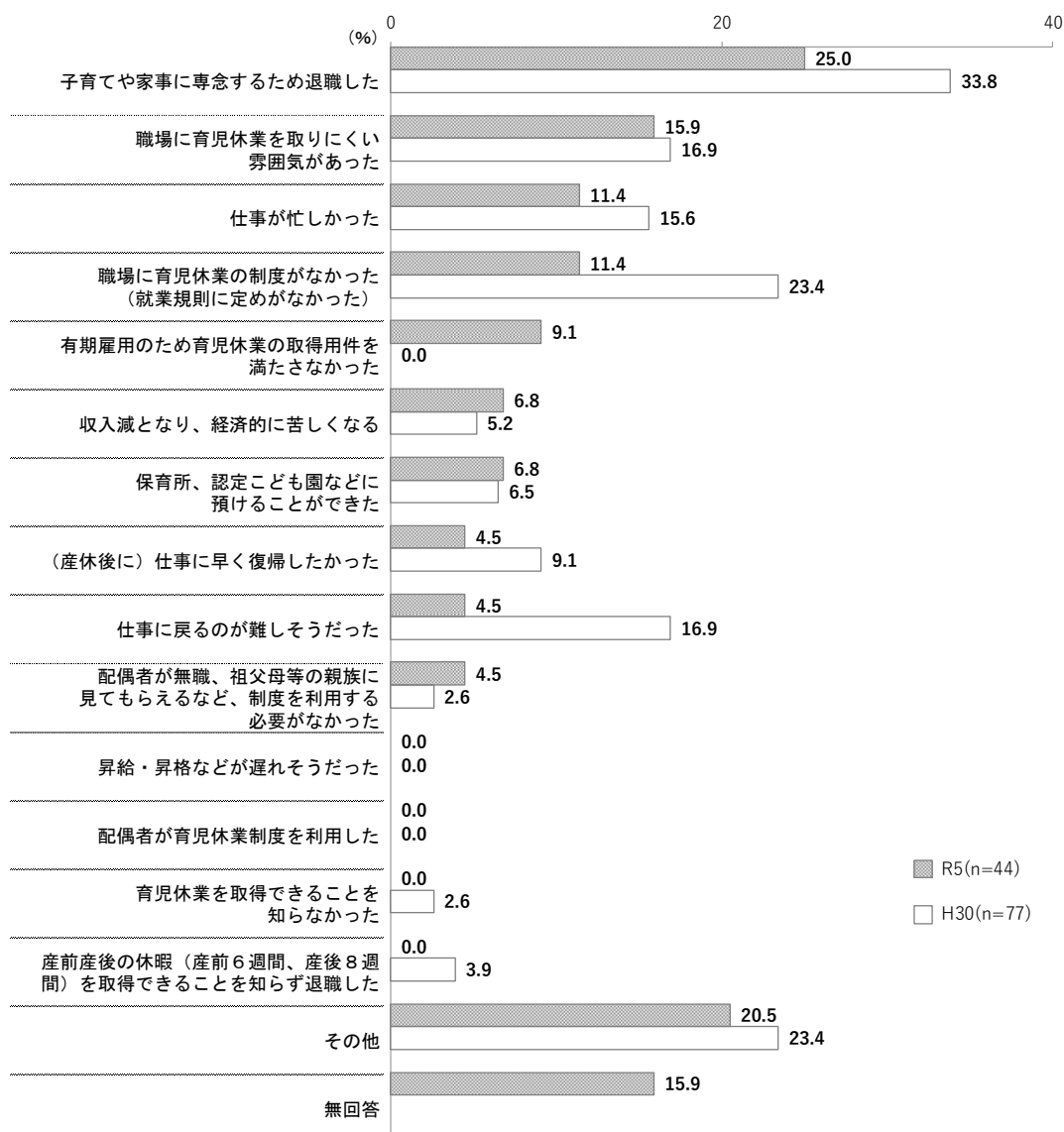
「取得した（取得中である）」が45.7%と最も多く、次いで「働いていなかった」（31.9%）、「取得していない」（15.9%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「取得した（取得中である）」で19ポイント高くなっています。

一方、「働いていなかった」は21ポイント低下しています。

②⑥母親が育児休業を取得していない理由



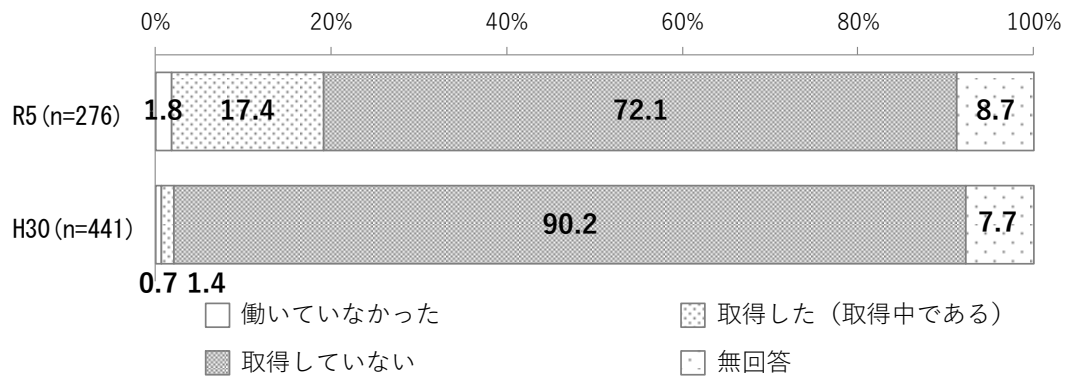
「子育てや家事に専念するため退職した」が25.0%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(15.9%)、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」がともに11.4%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」(9.1%)などとなっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」で0.0%から9ポイント高くなっています。

一方、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」「仕事に戻るのが難しそうだった」はともに12ポイント、「子育てや家事に専念するため退職した」で9ポイント低下しています。

⑳父親の育児休業取得



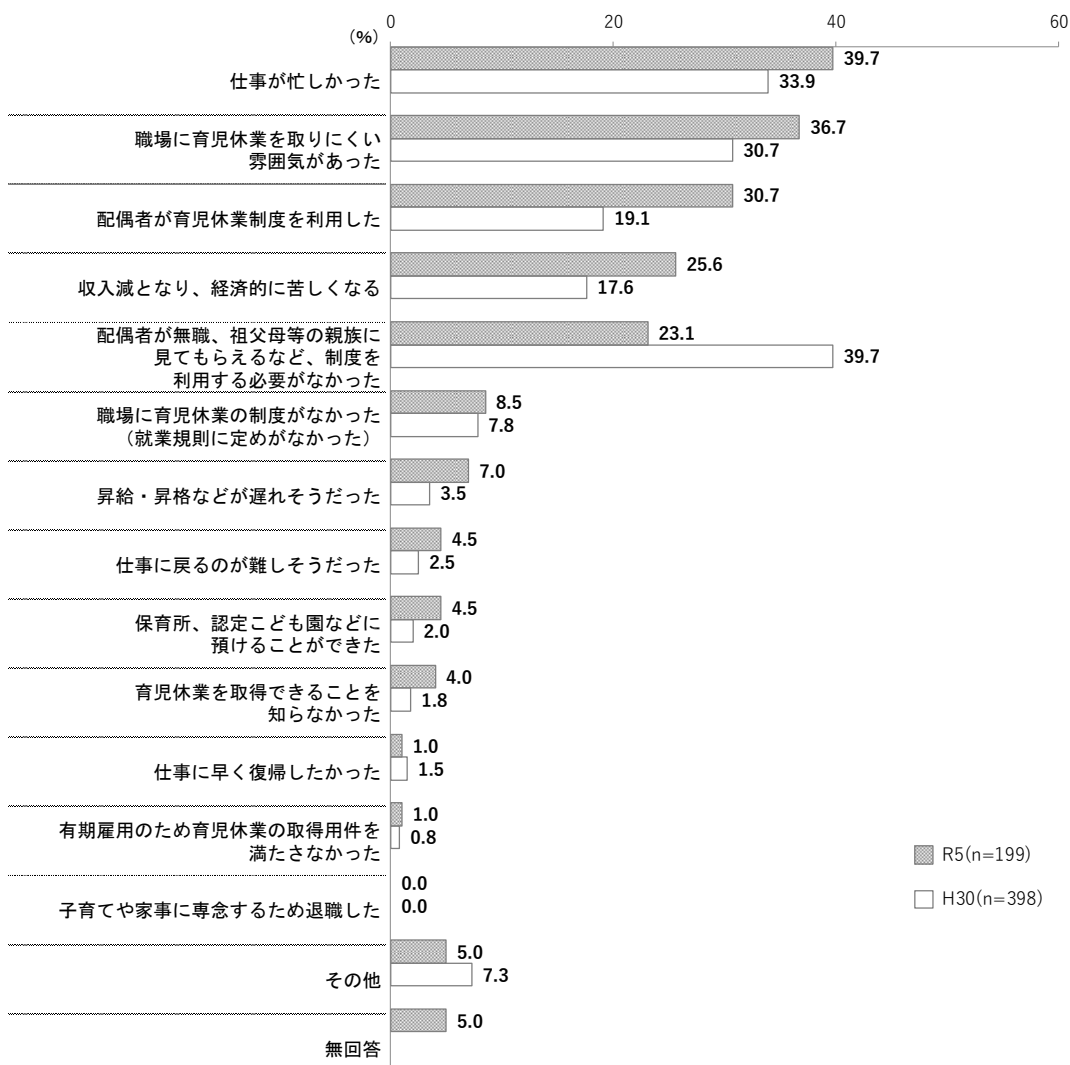
父親の育児休業の取得の有無については、「取得していない」が72.1%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」（17.4%）、「働いていなかった」（1.8%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「取得した（取得中である）」で16ポイント高くなっています。

一方、「取得していない」は18ポイント低下しています。

㉑父親が育児休業を取得していない理由



「仕事が忙しかった」が39.7%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取

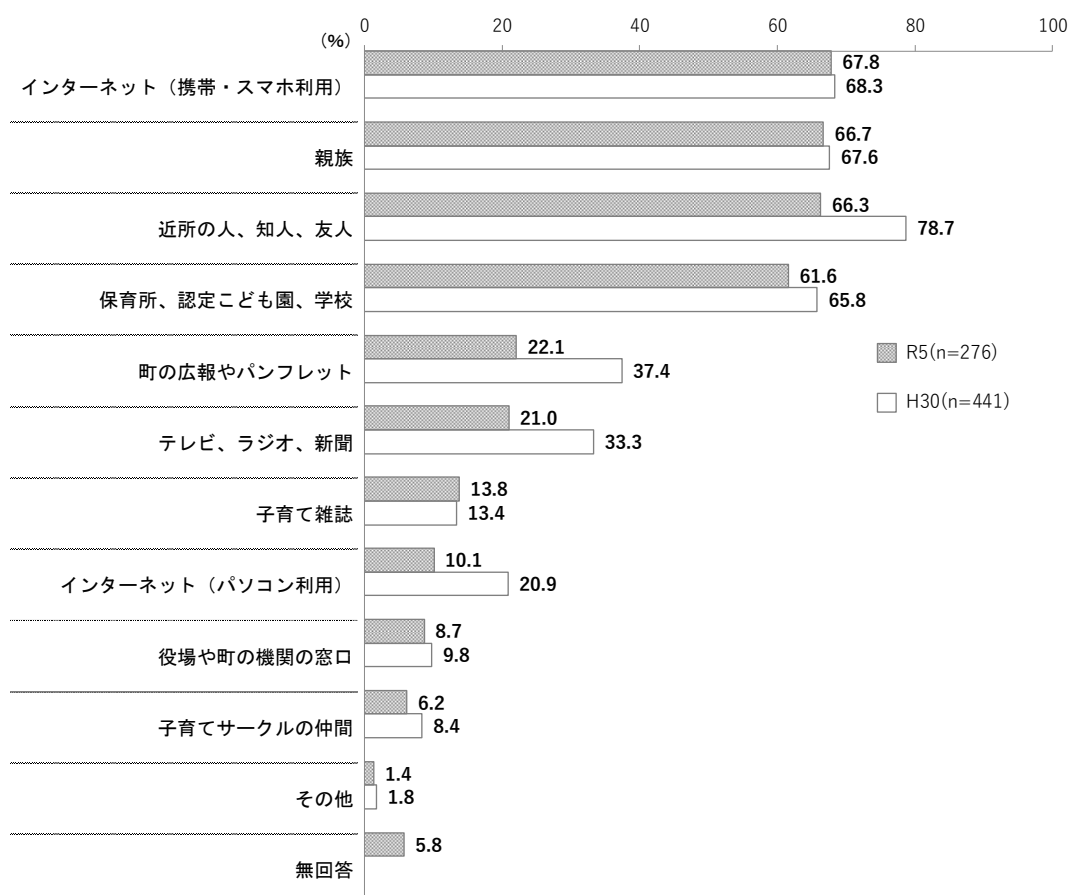
りにくい雰囲気があった」(36.7%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(30.7%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(25.6%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(23.1%) などとなっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「配偶者が無職、祖父母等の親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」以外の全項目で高くなっており、特に「配偶者が育児休業制度を利用した」で 12 ポイント高くなっています。

一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」は 17 ポイント低下しています。

②9 子育てに関する情報の入手先

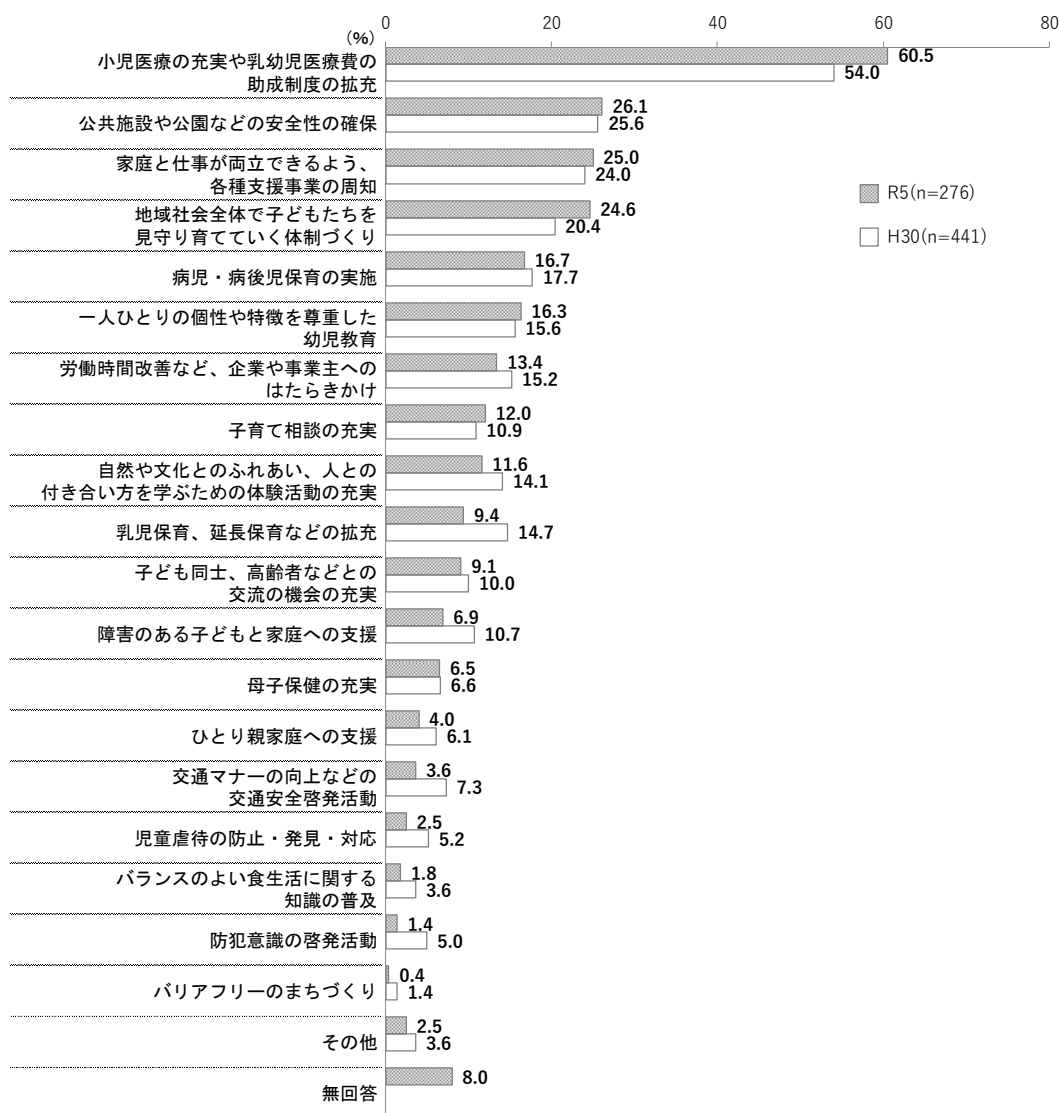


「インターネット (携帯・スマホ利用)」が 67.8%と最も多く、次いで「親族」(66.7%)、「近所の人、知人、友人」(66.3%)、「保育所、認定こども園、学校」(61.6%)、「町の広報やパンフレット」(22.1%)、「テレビ、ラジオ、新聞」(21.0%)、「子育て雑誌」(13.8%)、「インターネット (パソコン利用)」(10.1%) などとなっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「インターネット (携帯・スマホ利用)」「親族」「子育て雑誌」で割合は横ばいしているが、それ以外の項目で低下している。特に「町の広報やパンフレット」「テレビ、ラジオ、新聞」で 12 ポイント以上低下している。

③0 今後、行政や関係機関で必要もしくは充実してほしいもの



「小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充」が60.5%と最も多く、次いで「公共施設や公園などの安全性の確保」(26.1%)、「家庭と仕事が両立できるよう、各種支援事業の周知」(25.0%)、「地域社会全体で子どもたちを見守り育てていく体制づくり」(24.6%)、「病児・病後児保育の実施」(16.7%)、「一人ひとりの個性や特徴を尊重した幼児教育」(16.3%)などとなっています。

また、最多の「小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充」については、2番目以降の項目がいずれも3割以下であることから、この項目についての充実を強く望まれているのがうかがえます。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充」で7ポイント高くなっています。

これは、乳幼児医療費の助成制度の拡充を行っている市町村が多くなっていることの影響と思われます。

一方、「乳児保育、延長保育などの拡充」で5ポイント低下しています。

3. アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

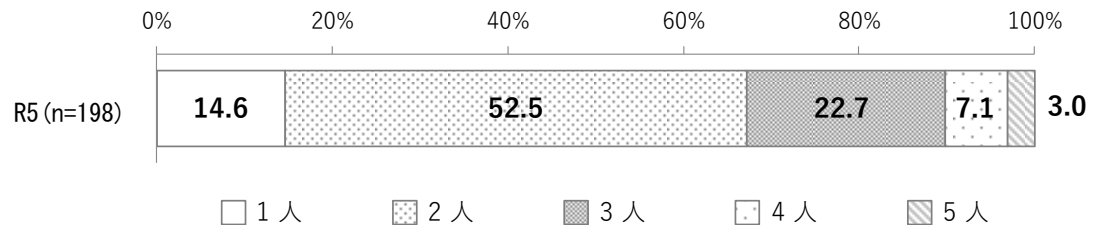
3-2 就学児童

(1) 遠軽町子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施方法

項目	内容
調査対象	町内の就学児童のいる世帯（小学1年生～3年生）
配付数	342
調査方法	案内文にて調査依頼、WEB調査にて回収
調査時期	令和6年1月
調査地域	遠軽町全域
調査票回収数	198（57.9%）

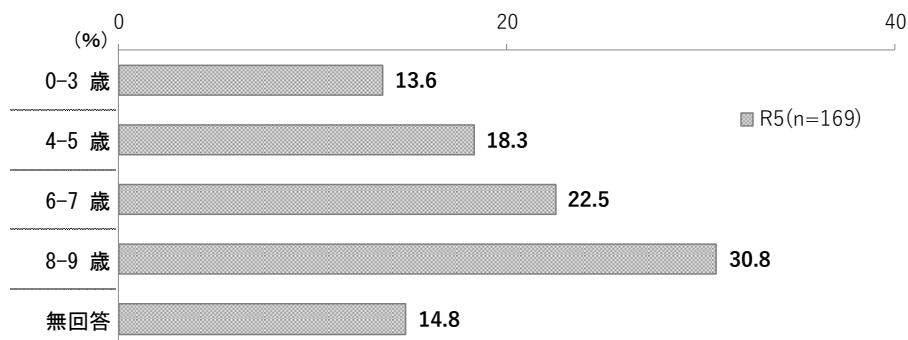
(2) 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

①子どもの人数（本人含む）



「2人」が52.5%と最も多く、次いで「3人」（22.7%）、「1人」（14.6%）、「4人」（7.1%）、「5人」（3.0%）となっています。

②末子の年齢

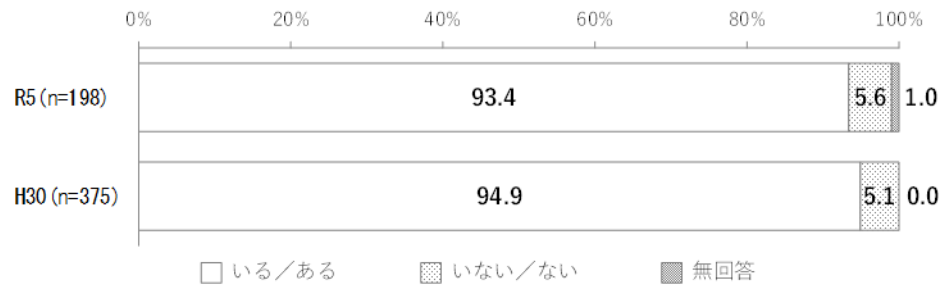


「8-9歳」が30.8%と最も多く、次いで「6-7歳」（22.5%）、「4-5歳」（18.3%）、「0-3歳」（13.6%）となっている。

③配偶者の有無

「配偶者がいる」（89.4%）、「配偶者がいない」（10.1%）となっています。

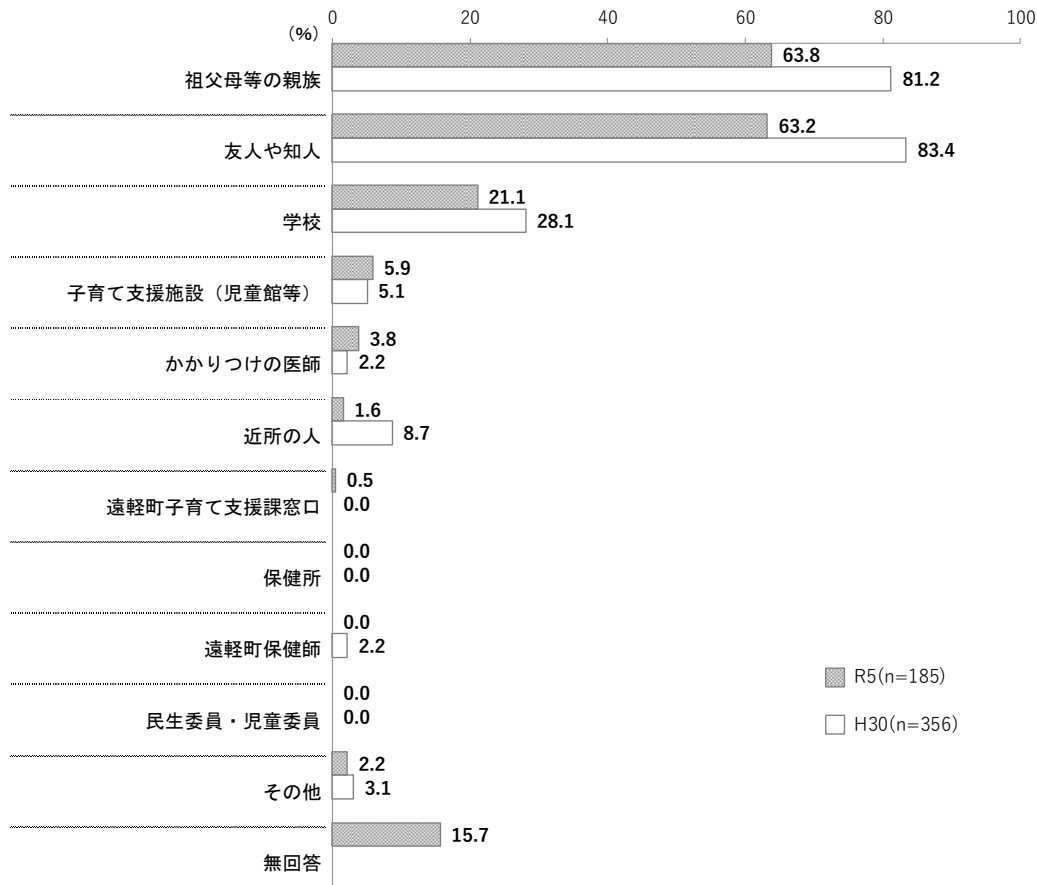
④子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人または場所の有無



「いる／ある」(93.4%)、「いない／ない」(5.6%)となっています。
【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、大きな違いは見られません。

⑤子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先（あてはまるもの3つまで）



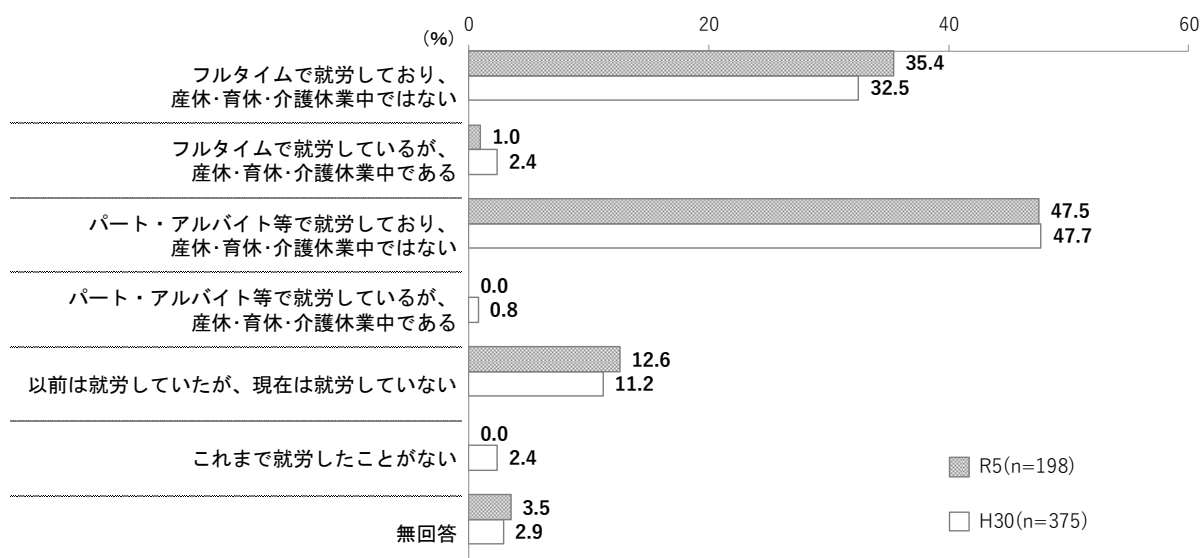
相談先は、「祖父母等の親族」が63.8%と最も多く、次いで「友人・知人」(63.2%)、「学校」(21.1%)、「子育て支援施設（児童館等）」(5.9%)などとなっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「友人・知人」が20ポイント、「祖父母等の親族」が17ポイント、「学校」が7ポイント低くなっています。

⑥保護者の就労状況

【母親】

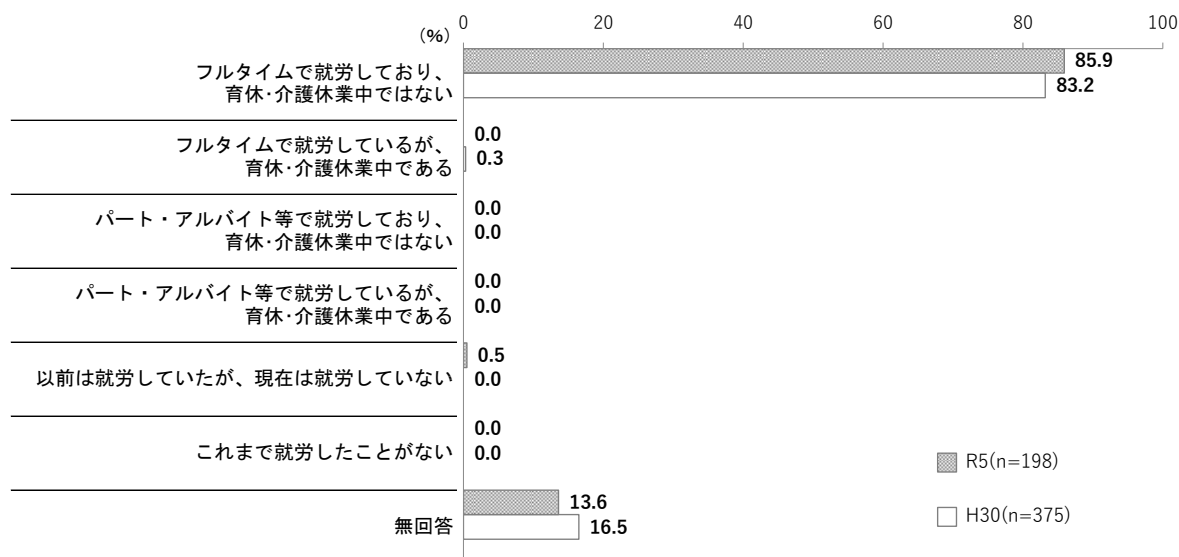


「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.5%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(35.4%)、「以前は就労していたが現在はしていない」(12.6%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(1.0%)となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、大きな違いは見られません。

【父親】

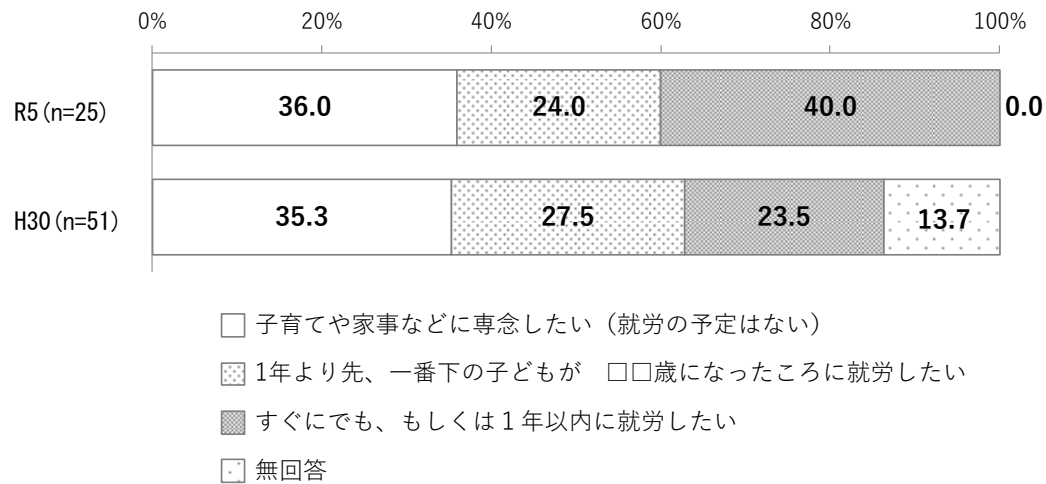


「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(85.9%)となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、大きな違いは見られません。

⑦母親の就労希望

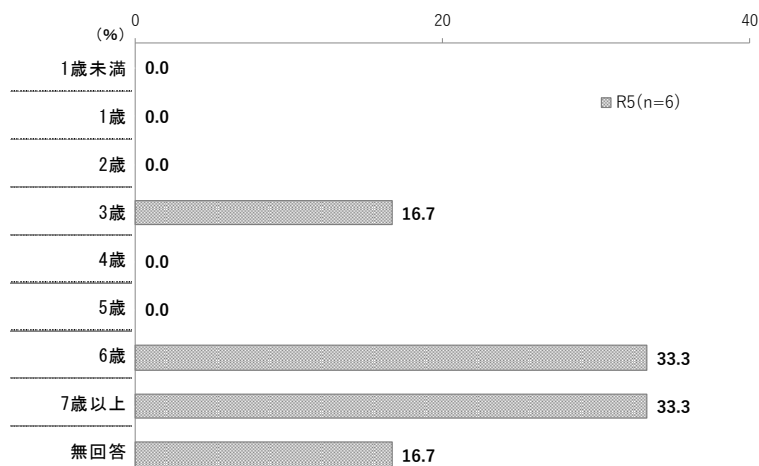


⑥で「以前は就労していたが現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」とした母親の就労希望は、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が40.0%と最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（36.0%）、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」（24.0%）となっています。

【平成30年度との比較】

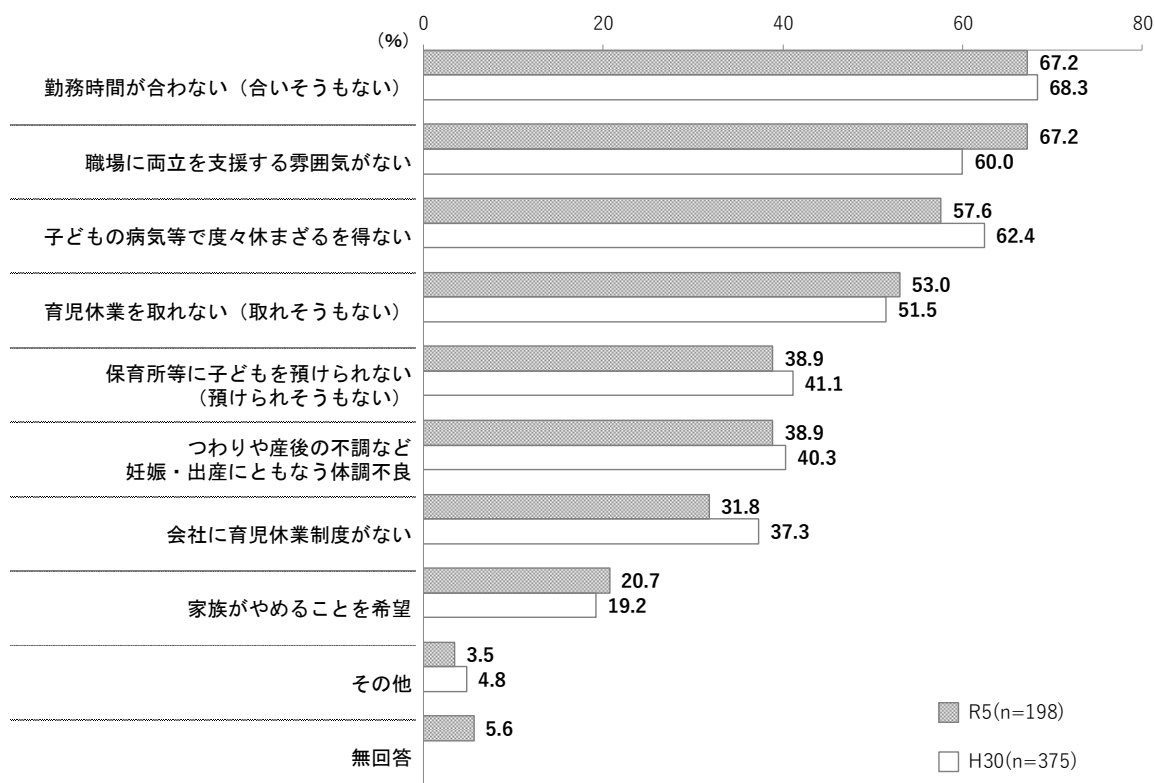
平成30年度と比べると、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が17ポイント高くなっています。

⑧就労希望時期：末子の年齢



就労希望時期の末子の年齢は、「6歳」「7歳以上」がともに33.3%と最も多く、次いで「3歳」（16.7%）となっています。

⑨妊娠・出産・子育ての際の離職



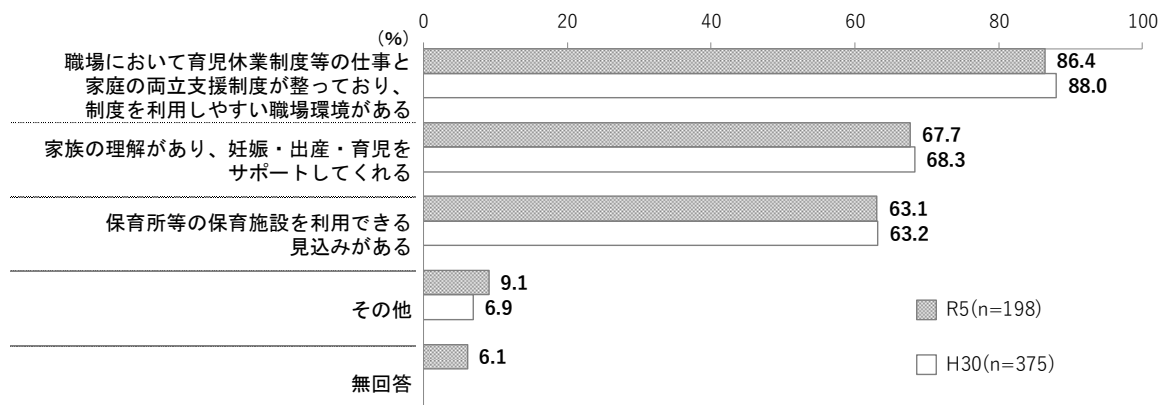
妊娠・出産・子育てにおける離職せざるを得ない状況については、「勤務時間が合わない(合いそうもない)」「職場に両立を支援する雰囲気がない」がともに67.2%と最も多く、次いで「子どもの病気等で度々休まざるを得ない」(57.6%)、「育児休業を取れない(取れそうもない)」(53.0%)などとなっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「職場に両立を支援する雰囲気がない」が7ポイント高くなっています。

一方、「会社に育児休業制度がない」で6ポイント、「子どもの病気等で度々休まざるを得ない」が5ポイント低くなっています。

⑩就労の継続

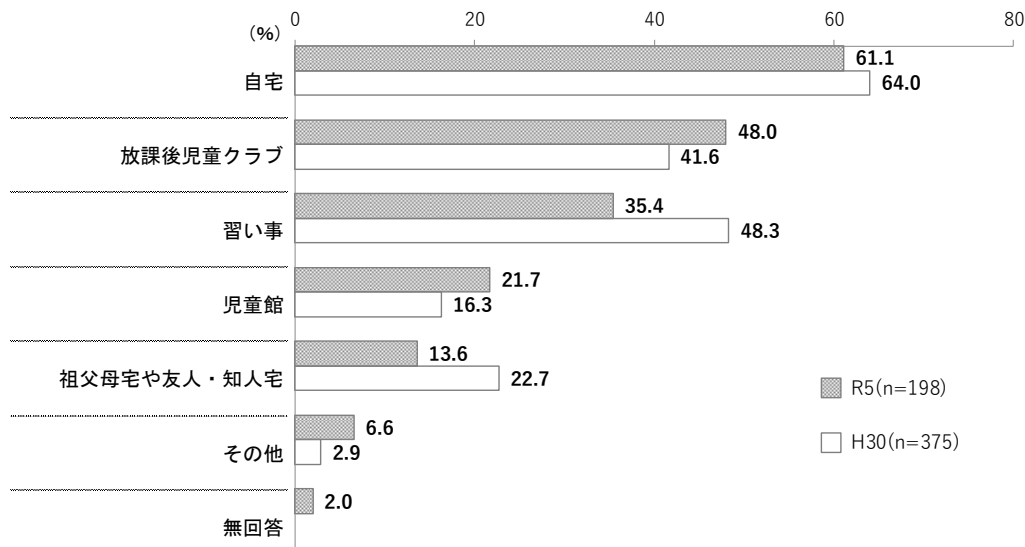


離職をせずに就労できる条件については、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整っており、制度を利用しやすい職場環境がある」が86.4%と最も多く、次いで「家族の理解があり、妊娠・出産・育児をサポートしてくれる」(67.7%)、「保育所等の保育施設を利用できる見込みがある」(63.1%)となっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、大きな違いは見られません。

⑪放課後の過ごし方（低学年）



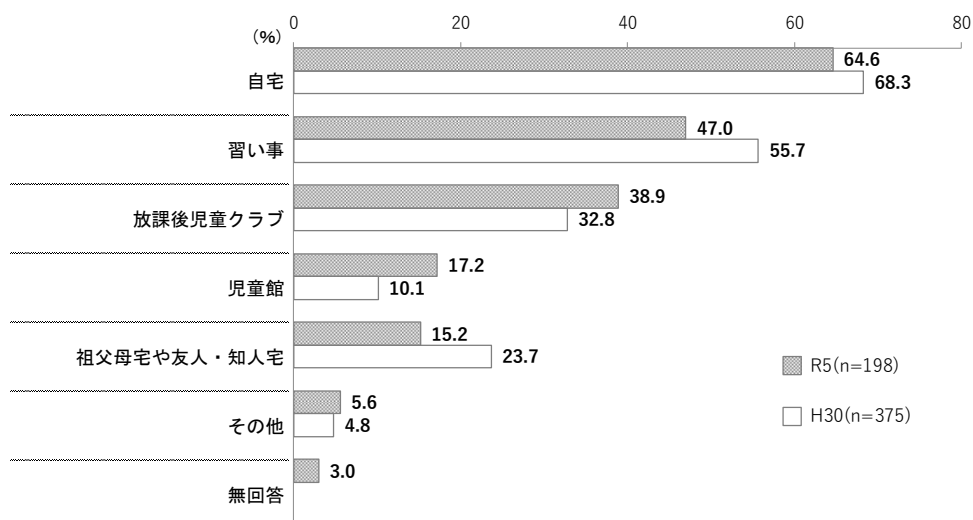
低学年では「自宅」が61.1%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」(48.0%)、「習い事」(35.4%)、「児童館」(21.7%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(13.6%)となっています。

【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「放課後児童クラブ」が6ポイント、「児童館」が5ポイント高くなっています。

一方、「習い事」13ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が9ポイント低くなっています。

⑫放課後の過ごし方（高学年になったとき）



高学年となった時の放課後の過ごし方は、「自宅」が64.6%と最も多く、次いで「習い事」(47.0%)、「放課後児童クラブ」(38.9%)、「児童館」(17.2%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(15.2%)となっています。

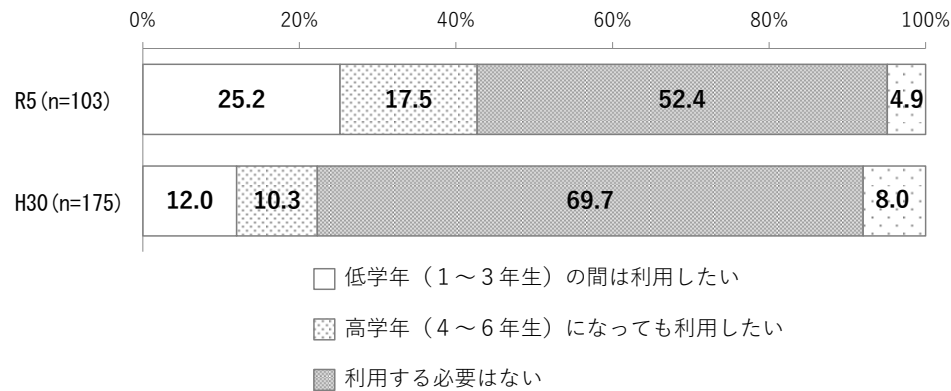
【平成 30 年度との比較】

平成 30 年度と比べると、「児童館」が7ポイント、「放課後児童クラブ」が6ポ

イント高くなっています。

一方、「習い事」、「祖父母宅や友人・知人宅」がともに9ポイント低くなっています。

⑬放課後児童クラブの利用希望（日曜日・祝日）

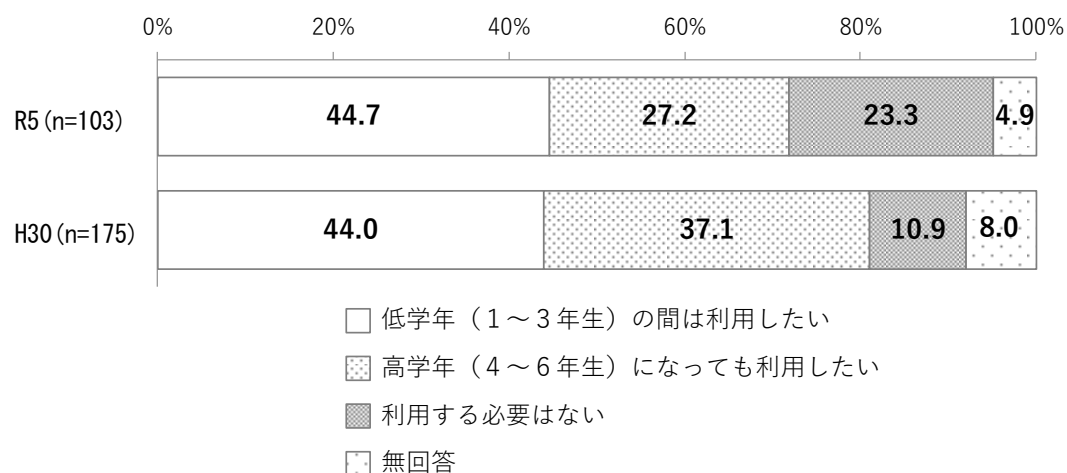


「利用する必要はない」が52.4%と最も多く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（25.2%）、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（17.5%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「利用する必要はない」が17ポイント低く、一方「高学年になっても利用したい」が7ポイント、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が13ポイント高くなっています。

⑭放課後児童クラブの利用希望（夏・冬休み等の長期休業期間）



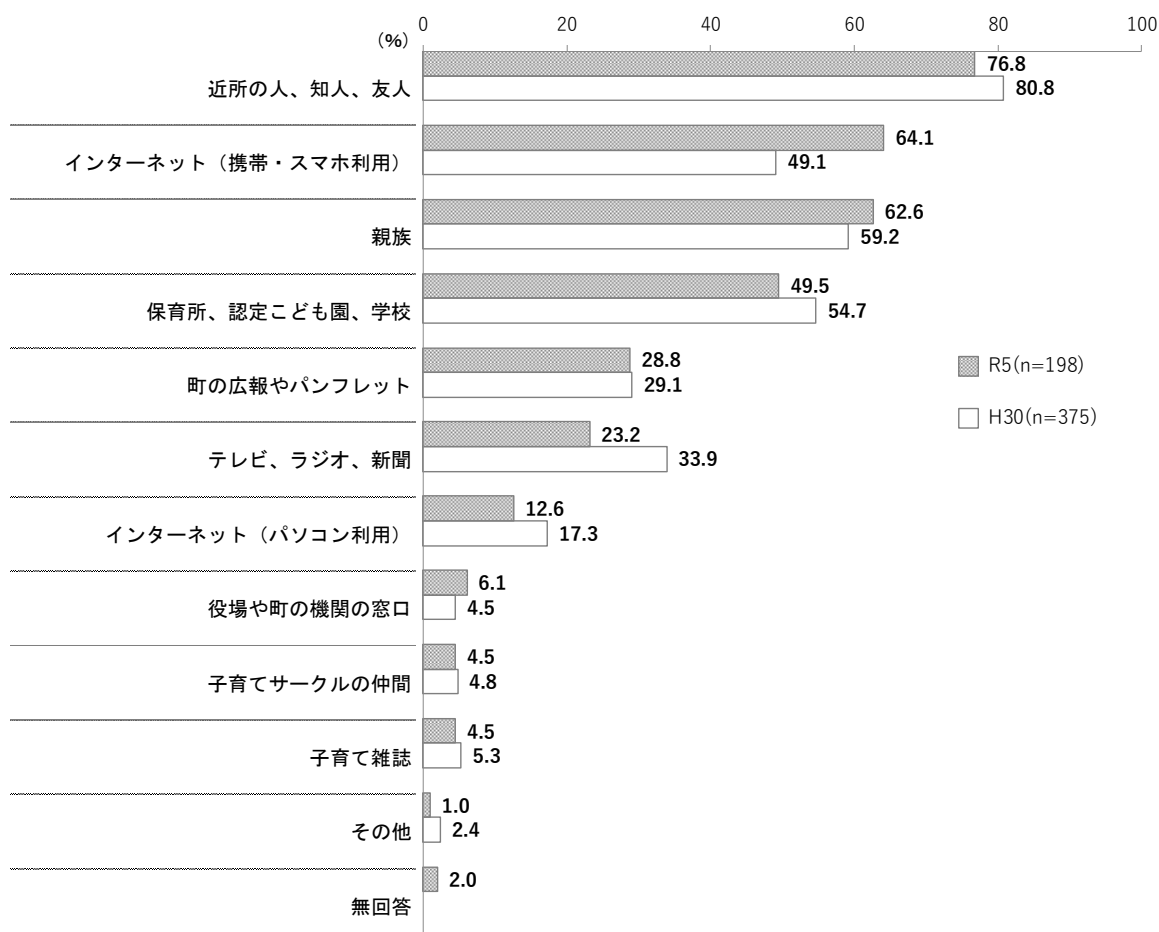
「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が44.7%と最も多く、次いで、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（27.2%）、「利用する必要はない」（23.3%）となっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が10ポイント低くなっています。

一方、「利用する必要がない」が12ポイント高くなっています。

⑮子育てに関する情報の入手先



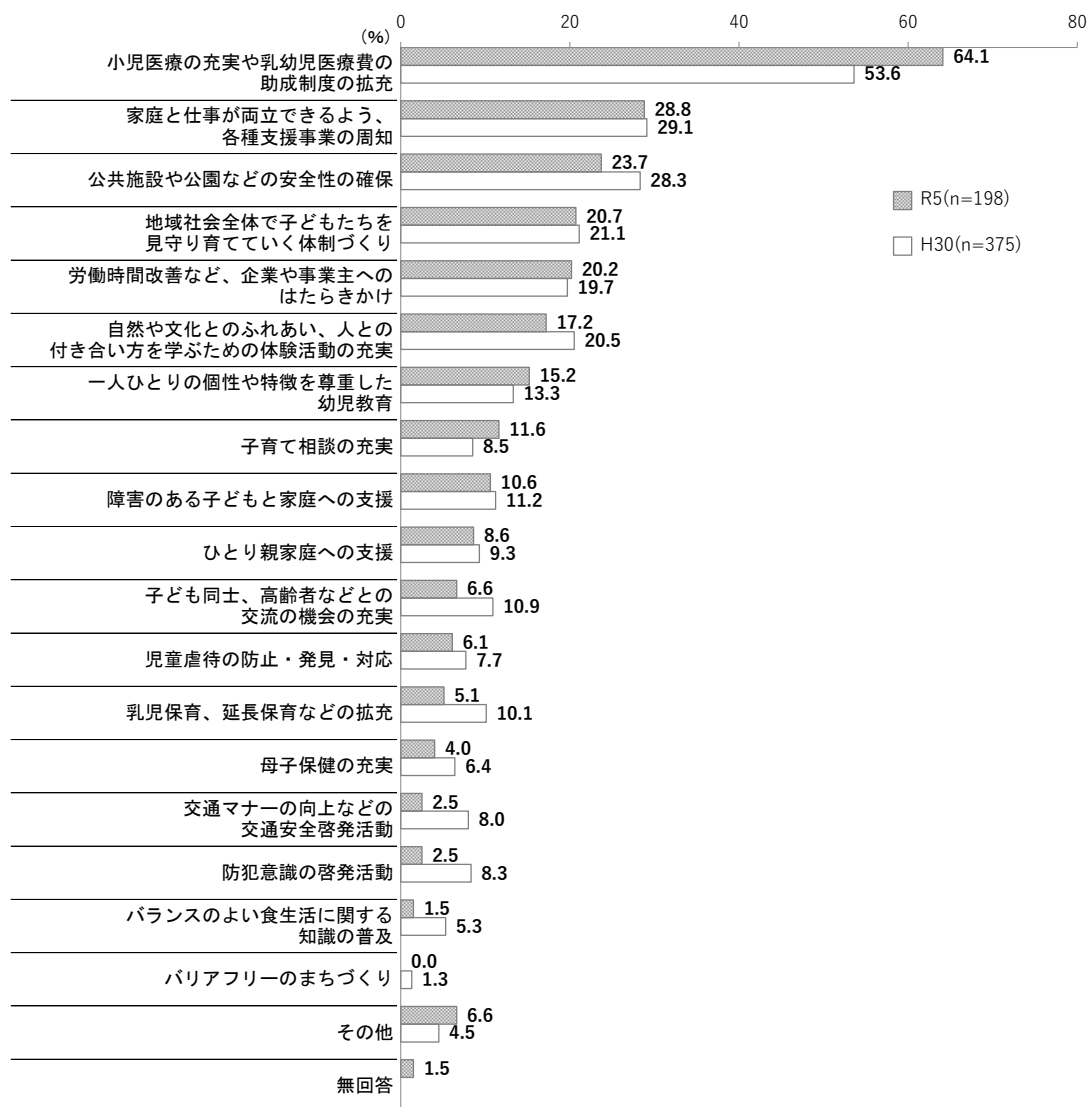
「近所の人、知人、友人」が76.8%と最も多く、次いで「インターネット（携帯・スマホ利用）」（64.1%）、「親族」（62.6%）、「保育所、認定こども園、学校」（49.5%）、「町の広報やパンフレット」（28.8%）、「テレビ、ラジオ、新聞」（23.2%）、「インターネット（パソコン利用）」（12.6%）などとなっています。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「インターネット（携帯・スマホ利用）」は15ポイント高くなっています。

一方、「テレビ、ラジオ、新聞」は11ポイント低くなっています。

⑩今後、行政や関係機関で必要もしくは充実してほしいもの



「小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充」が64.1%と最も多く、次いで「家庭と仕事が両立できるよう、各種支援事業の周知」(28.8%)、「公共施設や公園などの安全性の確保」(23.7%)、「地域社会全体で子どもたちを見守り育てていく体制づくり」(20.7%)、「労働時間改善など、企業や事業主へのはたらきかけ」(20.2%)などとなっており、上位の項目は就学前児童調査と同様の傾向となっています。

また、最多の「小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充」については、就学前の児童の結果より3.6ポイント多く、2番目以降の項目がいずれも3割以下であることから、この項目についての充実を強く望まれているのがうかがえます。

【平成30年度との比較】

平成30年度と比べると、「小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充」が11ポイント高くなっている。

これは、乳幼児医療費の助成制度の拡充を行っている市町村が多くなっていることの影響とされます。

◎アンケートを通じてわかること

- ・子どもを産んでも働き続けるには、保育所等の施設の充実も必要ですが、職場環境や家族の理解が必要であること。

- 育児教室、教育相談などの相談窓口の利用は少なく、育児の情報はインターネットから取得していること。
 - 保育所等の充実や子育て相談の充実よりも、小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充を多くの保護者が望んでいること。
- これらのことがわかります。

4. 第二期計画の評価

第二期計画では、「子育てが つくる・つながる・にぎわいのまち」に向けて、①子ども支援（子どもの健やかな成長を支援）、②子育て支援（子育て世帯の保護者の支援）、③地域全体で支援する仕組みづくりの3点を基本的な視点として定め、子育て支援を進めてきました。

ここでは、第二期計画に基づく主な取組みについて、客観的な評価を行います。

(1) 5年間の主な取組みと成果

①子ども支援（子どもの健やかな成長を支援）

●認定こども園施設整備の助成

令和6年度にひばり幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行することに伴う施設整備の助成を行い、2号及び3号認定児の入所定員が増加しました。

●子ども屋内遊戯施設（キッズメトロ）の整備

令和5年度に子どもの遊び場として、旧「麦酒館ふぁーらいと」の建物を改修し、天候に関係なく、子どもたちが遊べる場所を整備しました。

②子育て支援（子育て世帯の保護者の支援）

●ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりの援助を受けたい者と児童の預かりの援助を行いたい者を会員とした相互援助活動に関する連絡調整を行うファミリー・サポート・センター事業が令和4年度から開始されました。

●子育て世帯訪問支援事業

児童福祉法の改正により、子育て世帯訪問支援事業として規定されたことに伴い、これまで遠軽町養育支援訪問事業で実施していた家事・育児援助について、令和6年度より本事業で実施することとなりました。

●児童手当の拡充

令和6年10月より、所得制限が撤廃され、これまで中学生までの支給から高校生までの支給となり、第3子以降については、15,000円から30,000円となりました。

③地域全体で支援する仕組みづくり

●子育て世代包括支援センターの開設

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行うため、令和3年度から民生部保健福祉課及び子育て支援課が連携して開設されました。

●地域子育て支援拠点事業の充実

げんきひろば及び赤ちゃんひろばを開催し、子育て世代の交流を促進しました。

また、子ども屋内遊戯施設（キッズメトロ）が開館したことから、月に1回、げんきひろばをキッズメトロで開催することとしました。

●妊産婦健診等の助成の実施

一般妊婦健診14回、超音波検査6回、多胎妊婦健診4回、産婦健診1回分の助成のほか、新生児聴覚検査と1か月児健診の拡充を行いました。

また、ハイリスク出産等、遠軽厚生病院において分娩の受入れができない妊婦に対して、妊婦健診及び出産に係る交通費等の一部を助成しました。

●出産・子育て応援ギフト事業

令和4年度から、伴走型相談支援の充実を図ると同時に、妊婦届出時、出産後（新生児

訪問時)に5万円分のギフト券を支給しました。

●母子保健の充実

助産師による母乳相談(訪問)、子どもノートの配付、電子母子手帳「すくすくえんがる」母子モを活用し、子育て支援を行いました。

(2) 5年間の取組みの課題

①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

認定こども園への助成を行い施設整備が行われ、令和5年度をもって町内3施設の認定こども園の施設整備が終わりましたが、公立保育所については、一番新しい施設でも建設後20年が経過しており、遠軽地域については、全ての施設が40年以上経過し老朽化していることや全地域とも児童数の減少が顕著なため、統合も含めて今後検討が必要です。

②保育の量的拡大・確保

女性の社会進出に伴い、育児休業の終了とともに保育施設への入所を希望される方が増えています。少子化により児童数そのものは減少していますが、遠軽地域においては、3歳未満児の需要がさらに増えることが予想されるため、安定的な保育を実施するために必要な保育士を引き続き確保していかなければなりません。

③地域の子ども・子育て支援の充実

利用者支援事業については、令和3年度から、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口として「子育て世代包括支援センター事業」を展開してきました。

令和6年度に施行された改正児童福祉法により、市町村は母子保健機能を担う子育て世代包括支援センター事業と児童福祉機能を担う事業が統合された「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

母子保健と児童福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供できるよう、本町においても「こども家庭センター」の設置の検討が必要です。

次の3点については、第2期中に達成には至らなかった事業であることから、今後も実現に向けての調査や検討が必要な事業です。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、町内の児童養護施設に委託しておりますが、2歳未満の受け入れが困難なことから、里親も含めて調査が必要です。

病児・病後児保育事業については、ニーズ調査でも要望があることから実施に向けた検討が必要です。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、遠軽地域において利用児童の増加に伴い施設が狭隘で老朽化しているため、学校の空き教室などの活用も含めて、他の施設における事業の継続を考えなければなりません。

④遊び場の確保

令和5年12月に遠軽町子ども屋内遊戯施設「キッズメトロ」が開館しました。今後は子どもたちが安全で安心して遊べるよう配慮が必要です。

町内の保育所等や小中学校及び公園の遊具の安全管理が重要であることから、遊具の点検を定期的実施していますが、今後は子どもや家族が安全で安心して遊べる場所を確保する

ために、公園等の整備や適切な維持管理など、子どもの遊び場の充実が求められています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

第3次遠軽町総合計画では遠軽町の豊かな自然環境をより良い形で次代を担う子どもたちに引き継ぎ、経済的に活力あふれる豊かさ、教育と知識の豊かさ、社会的・文武的な豊かさなど、さまざまな「豊かさ」をバランスよく実現していくことを目指し、豊かなまちづくりの成果を20年30年後の遠軽町の未来に大きく響かせることを目指し「森林（もり）と清流（みず） 未来に響く 豊かなまち」という将来像を掲げています。

未来に響く豊かなまちを築くには、次代を担う子どもたちが、安心して健やかに成長し、いきいきと暮せることができ、子どもたち自身の未来が豊かになることが求められます。このため基本理念を次のように定めます。

未来に響く子どもたちのために

2. 計画の基本的な視点

子育ては、未来に響く豊かなまちを築くための一環でもあります。そのため、子どもたち、そして子育ての基本になる保護者や家庭を地域社会全体で支援していかなければなりません。そのことにより子育て世帯を支援するつながりが地域の一体感の醸成となり、未来に響く豊かなまちになることを願い、次の3点を基本的な視点として定め、子育て支援を進めていきます。

（1）子ども支援（子どもたちの未来が豊かなものとなるための支援）

子どもは、まちの宝です。そのためにも、全ての子どもが、家庭の状況、障がいの有無、発達状況や社会への適応能力の違いなどに差別されることなく、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら健やかに成長することが保障されなければなりません。

子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に子どもの利益が最大限に尊重され、子どもたちの未来が豊かなものとなるまちづくりを進めます。

（2）子育て支援（豊かな子育てとなるための支援）

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てをする全ての家庭が孤立感や不安感がなく、豊かな心を持って幸せに子育てができるような支援をしていかなければなりません。

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが、子どものより良い育ちの実現につながるものであり、そのために、子育て家庭へのアンケート結果や遠軽町子ども・子育て会議での意見を踏まえ、子育て家庭のニーズに答えられるような取組みを計画に盛り込むこととします。

(3) 地域全体で支援する仕組みづくり

子育てについての第一義的責任を有するのは保護者ではありますが、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全てのみなさんが各々の可能な役割を担うとともに、協力し未来に響くものとしていくことが求められます。

第4章

計画の目標値等

第4章 計画の目標値等

1. 子ども・子育て支援サービス

子ども・子育て新制度では、町が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

また、特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするため受け入れ体制の確保が必要です。

2. 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、教育・保育施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

(1) 教育・保育提供区域の状況

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

利用の実績やニーズ調査の結果を活用し、保護者の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数から事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

①保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

- ・2号認定…満3歳以上の保育を必要とする子ども（法第19条第2号）
- ・3号認定…3歳未満の保育を必要とする子ども（法第19条第3号）

【量の見込み】及び【確保の方策】

（単位 人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	309	300	289	278	254
2号認定	190	195	178	170	149
3号認定(0歳)	34	33	32	31	30
3号認定(1・2歳)	85	72	79	77	75
B. 確保提供数	835	835	835	835	835
2号認定	538	538	538	538	538
3号認定(0歳)	48	48	48	48	48
3号認定(1・2歳)	249	249	249	249	249
差異(B-A)	526	535	546	557	581

確保提供数は、各保育所及び認定こども園の定員、現在の利用状況等から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、二

ズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

なお、「B.確保提供数」の3号認定（0歳）は、遠軽地域以外の保育所での提供数も含まれていることから、遠軽地域での利用希望の増加や各施設の保育士配置によっては遠軽地域の確保提供数の不足が見込まれることから、今後、確保提供方策の検討が必要です。

②特定教育施設（認定こども園）

- ・1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用する子ども（法第19条第1号）

【量の見込み】

（単位 人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	38	39	35	33	29
B. 確保提供数	90	90	90	90	90
差異(B-A)	52	51	55	57	61

【確保の方策】

確保提供数は、認定こども園の予想定員数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和3年度より「遠軽町子育て世代包括支援センター」を設置、母子保健型として現在民生部保健福祉課と子育て支援課が連携して事業を実施しています。

また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するため「こども家庭センター」の設置が望まれています。

【設置状況】

(箇所)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	0	0	1	1	1

【設置の見込み】

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数	1	1	1	1	1

※令和8年度からは「こども家庭センター」事業として実施を検討。

【確保の方策】

引き続き、事業を継続し、令和8年度の新庁舎完成にともない、保健福祉課と子育て支援課が同一の建物内となることから、これを契機にこども家庭センター設立に向け検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】

(年・延人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	8,413	6,516	3,363	3,932	5,704

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	4,027	3,616	3,997	4,022	3,783
B. 確保提供数	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700
差異(B-A)	10,673	11,084	10,703	10,678	10,917

【確保の方策】

確保提供数は、各事業・施設の受入可能な人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

(3) 一時預かり事業

①認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を認定こども園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【利用実績】

(年・延人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	17,138	16,764	11,645	8,875	12,501

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	11,760	12,012	10,952	10,448	9,186
B. 確保提供数	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
差異(B-A)	13,740	13,488	14,548	15,052	16,314

【確保の方策】

確保提供数は、各認定こども園の予想提供可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

②認定こども園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について認定こども園で一時的に預かる事業です。

【利用実績】

(年・延人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	111	90	76	123	36

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	1,642	1,562	1,529	1,477	1,375
B. 確保提供数	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
差異(B-A)	388	468	501	553	655

【確保の方策】

確保提供数は、認定こども園こころの一時預かりの利用可能数から算出しました。

ニーズ量については第 2 期の計画時より半数ほどとなっています。児童数の減少もありますが、2号児、3号児の割合が多くなっているのも要因かもしれません。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【利用実績】

(年・実人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	105	84	89	104	62

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問数	78	75	72	71	68

【確保の方策】

人口推計により出生数を算出しました。今後も継続して事業の展開を行います。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問による専門的相談や支援を行い、必要に応じてホームヘルパーを派遣し家事・育児援助行う事業で平成29年度より実施しています。

また、令和6年度からは上記のうちホームヘルパーを派遣し家事・育児援助する事業については「子育て世帯訪問支援事業」として実施するため、本事業は助産師や保健師による相談支援を行うこととなります。

【利用実績】

(年・延人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	60	48	14	14	79

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も引き続き支援の必要な家庭に対して保健師による訪問や相談等を行い、必要に応じて「子育て世帯訪問支援業」につなげるなど援助をしていきます。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

令和6年度より養育支援訪問事業のホームヘルパーを派遣し家事・育児援助する事業については「子育て世帯訪問支援事業」として実施しています。

【量の見込み】

(年・延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	104	99	94	89	83
確保提供数	180	180	180	180	180

【確保の方策】

今後も引き続き支援の必要な家庭に対し、必要に応じてホームヘルパーの派遣をするなど援助をしていきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。令和4年度から、NPO法人に委託し実施しています。

【利用実績】

(年・人、時間)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員				9	17
依頼会員				14	37
両方会員				0	2
利用延人員				33	73
利用延時間				61	91

【量の見込み】

(年・人時間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
提供会員	20	22	24	26	28
依頼会員	50	53	55	57	59
両方会員	4	5	6	7	8
利用延人員	90	95	99	103	106
利用延時間	135	143	149	155	159

【確保の方策】

依頼会員はもちろんのこと、利用延時間を確保するためには、預かり等を行う提供会員の増

加が望まれるため、提供会員の開拓が委託事業者には求められます。

また、遠軽地域以外での地域の会員の増加も望めます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【利用実績】

（年・延人数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	0

【量の見込み】

（年・延人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	472	450	439	424	393
B. 確保提供数	730	730	730	730	730
差異(B-A)	258	280	291	306	337

【確保の方策】

確保提供数は、委託先の施設の受入人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

なお、現在の委託先である児童養護施設では、2歳未満の児童の受入れが困難であるため里親も含めて受入れ先の確保が必要です。

(9) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【利用実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	17	31	18	32	50

【量の見込み】

（年・実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	312	298	291	281	261

【確保の方策】

本事業は、町立の保育所、認定こども園ともに実施しています。

(10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	1,382	1,326	1,297	1,255	1,152

【確保の方策】

本事業は、本町では実施していないものの、ニーズ調査による利用希望があることから、実施に向けた検討が必要です。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	357	327	344	332	312
低学年(1～3年)	253	234	223	222	206
高学年(4～6年)	104	93	121	110	106

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. ニーズ量の見込み	301	275	244	220	211
低学年(1～3年)	202	183	156	132	134
高学年(4～6年)	99	92	88	88	77
B. 確保提供数	500	500	500	500	500
差異(B-A)	199	225	256	280	289

【確保の方策】

確保提供数は、各児童クラブの受け入れ可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

なお、遠軽地域において利用児童の増加に伴い施設が狭隘で老朽化しているため、学校の空き教室など他の施設の活用も含めて検討が必要です。

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦 1 人につき 14 回の受診票と、平成 27 年度から超音波検査の受診票（6 回）、平成 31 年度からは産婦健診（1 回）、双胎妊婦健診（4 回）も発行し、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

（年・実人数／延回数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受診者数	127	122	117	116	111
受診件数	956	916	876	871	834

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で平成 27 年度から実施されています。

【実施状況】

（年・実人数）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	4	2	2	4	2

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

(15) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満で幼稚園・保育所を利用していない子どもについて、親の就労の有無にかかわらず、月一定期間、通所・通園が可能となるもので、令和8年度より実施されます。

【量の見込み】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	利用見込み(人月)		15	14	14	13
	必要受入時間(時間月)		150	140	140	130
	必要定員数(人月)		1	1	1	1
	確保提供数(人月)		4	4	4	4
1歳児	利用見込み(人月)		18	12	17	12
	必要受入時間(時間月)		180	120	170	120
	必要定員数(人月)		2	1	1	1
	確保提供数(人月)		4	4	4	4
2歳児	利用見込み(人月)		10	13	12	12
	必要受入時間(時間月)		100	130	120	120
	必要定員数(人月)		1	1	1	1
	確保提供数(人月)		2	2	5	5

【確保の方策】

利用者の見込みは3歳未満の児童のうち保育所・幼稚園に通所通園していない児童を推計し、預けることを希望する割合から求めました。また、利用時間は上限である月10時間として推計しています。

令和8年度の事業開始に向けて準備を進めます。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に問題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所の提供、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談、食事の提供を行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供するもの。

【実施状況】

本町では実施していません。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対し、児童の発達の

状況等に応じた情報の提供、相談及び助言の実施や、保護者同士の情報交換ができる場の提供等を行い、親子間における適切な関係性の構築を図るもの。

【実施状況】

本町では実施していません。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者に対して、面談等より情報提供や相談等を行います。

現在実施しています「乳幼児家庭全戸訪問事業」もこの事業の一環となります。

【量の見込み】

(年・回数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み		240	231	225	219	210
確保提供数	遠軽町子育て世代包括支援センター	245	245	245	245	245

【確保の方策】

確保提供は1日1組として求めました。令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

今後も継続して事業の展開を行います。

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うものです。

これまで、母子保健事業として実施してきましたが、令和7年度より子ども・子育て支援事業として実施します。

(年・回数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み		34	36	38	40	42
確保提供数		34	36	38	40	42

【確保の方策】

確保提供は各年の推計産婦数とこれまで母子保健事業で実施してきた実績により求めました。

今後も継続して事業の展開を行います。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

また、保育所、認定こども園に通所する世帯への支援を引き続き行います。

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度において、国が進める施策のひとつで、本町においては、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受入れることが出来る幼保連携型認定こども園に私立幼稚園全てが移行しています。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

平成30年度に円滑な幼小接続に向けた引継ぎの在り方やスタートカリキュラムの改善等についての説明及び演習・協議等を行い、幼小連携の強化を図ることを目的に「オホーツク管内幼小接続に係る研究協議会」が開催されました。

今後は、町内において認定こども園・保育所及び小学校職員の共通理解を図るため、職員の交流などを通じて、幼保小連携を推進します。

(3) 保育所保育料の軽減

保育所保育料については、令和元年10月から3歳以上児（1号及び2号認定児）の無償化が始まっていますが、3歳未満の3号認定児に関しては保育料が徴収されています。

遠軽町では子育て世帯の負担を軽減するため、国で定める基準額より減額した保育料としています。

さらに保育料について3号認定児で第2子以降の、国では半額となっていますが、所得の低い世帯については、遠軽町と北海道の負担により無償となっています。

(4) 副食費（給食費）の軽減

副食費（給食費）については1号及び2号認定児が徴収されています。

こちらも子育て世帯の負担を軽減するため、国で定める基準額より減額した副食費としています。

このため、私立の認定こども園に通園する児童については「私立認定こども園等給食費補助金」により、公立保育所の副食費との差額（上限有）を補助しています。

5. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

教育・保育の量の確保方策においては、幼稚園が認定こども園へ移行したことにより0歳児保育の提供体制が拡大されましたが、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供できるよう、保育所等の既存の社会資源を活用するなど提供体制の確保に努めていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の推進について、北海道が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、早期に児童相談所の介入を求めることが重要であり、連携強化が不可欠となります。

本町の場合、児童虐待に係る情報は要保護児童対策地域協議会事務局（保健福祉課）に集中することにしていきますので、速やかに関係者との情報共有を行い、的確な対応ができるよう連携を図ります。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭等自立促進計画等の定めるところにより、経済的支援や就業への支援、相談・情報提供機能の強化などを北海道と連携して総合的に推進します。

また、総合的に相談を受けたい方には北海道が委託している「むつみ会ひとり親等自立支援センター」の紹介を行います。

- ・ひとり親家庭等児童生徒入学援助費助成～遠軽町単独事業
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業～親の通院費分については遠軽町単独事業

③障がい児施策の推進

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、自立して身近な地域で暮らすことができるために、それぞれの発達段階において、専門的な療育や障害の特性にあった教育や支援を受けることが重要です。福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から相談・生活・経済的支援等を一貫し、各種事業の支援に努めます。

○本町における主な事業

- ・ 児童発達支援（遠軽町母子通園センター、くれよん）
- ・ 放課後等デイサービス（くれよん）
- ・ 障害児相談支援（遠軽町母子通園センター、相談支援室ま〜ぶる、相談支援事業所かたつむり、相談支援事業所くらしネットLink）
- ・ 心身障害児児童生徒入学援助費助成～遠軽町単独事業
- ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 特別支援教育就学奨励費
- ・ 障害児日中一時支援事業
- ・ 居宅生活支援事業（デイサービス）
- ・ 短期入所事業（ショートステイ）
- ・ 障害児移動支援事業
- ・ 行動援護事業
- ・ 外出支援サービス事業

第5章

子どもの貧困対策

第5章 子どもの貧困対策

1. 貧困対策の基本的な考え方

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを目指し、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進します。

施策の推進にあたっては、子どもの成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意していきます。

2. 具体的な施策

子どもの貧困対策に関する大綱では、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等と定められていますが、本町では、「相談支援」、「子育て支援」、「教育支援」、「経済的支援」の4つとします。

(1) 相談支援

子どもの貧困対策を推進する上で相談対応が全ての出発点になります。貧困もしくは貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の声を受け止め、早期発見に努める中で各制度の利用につなげていくことが重要であり、関係機関との連携により相談支援体制の充実に努めます。

①総合相談窓口の設置・紹介

子育て世代包括支援センターの設置

むつみ会ひとり親等自立支援センターの紹介

②ひとり親世帯からの相談

児童扶養手当申請時等に相談窓口の紹介

③子育て情報の発信

電子母子手帳「すくすくえんがる」母子モや SNS（フェイスブック）を活用した情報発信

④教育相談

教育専門員による相談窓口

- ・教育委員会（月～金）

教育専門員による教育支援室

- ・遠軽コミュニティセンター内（火～金の午後）

子ども家庭支援センターオホーツク

- ・北光学園（24 時間対応）

北見児童相談所（月～金）

(2) 子育て支援

全ての子どもの健やかな成長に向けて切れ目なく支援していくことが重要です。

子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てることができる子どもたちの居場所づくりの確保に努めます。

①放課後児童クラブ

町内7クラブ

- ・ひがし児童クラブ、にし児童クラブ、みなみ児童クラブ、生田原児童クラブ、安国児童クラブ、丸瀬布児童クラブ、白滝児童クラブ

②児童館

町内3館

- ・ひがし児童館、にし児童館、みなみ児童館

③一時預かり事業（一般型）

認定こども園ころ

④保育所等

保育所6所

- ・東保育所、西保育所、南保育所、生田原保育所、安国保育所、丸瀬布保育所

へき地保育所1所

- ・白滝保育所

幼保連携型認定こども園3園

- ・認定こども園ころ、認定こども園遠軽幼稚園、認定こども園遠軽ひばり幼稚園

⑤ファミリーサポートセンター事業

⑥子育て短期支援事業

⑦「えんがる子育て応援BOOK」による子育て情報の提供

(3) 教育支援

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われており、本町の生活実態調査でも全国的な傾向と同様に所得が高い世帯における習い事や塾の利用率が高い結果がでており、国における子どもの貧困対策の中でも、重視されているのが教育支援です。

全ての子どもの教育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めてまいります

①幼児教育・保育の無償化

②学習支援事業

オホーツク学習センターふくろう（北海道委託事業）

- ・事業周知及び開催場所の確保

(4) 経済的支援

様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へあらゆる機会を通じて支援の利用を促します。

- ①児童手当・児童扶養手当
- ②生活保護
- ③乳幼児等医療費助成事業
- ④インフルエンザワクチン助成
- ⑤要保護・準要保護児童等就学援助費
- ⑥特別支援教育就学奨励費
- ⑦ひとり親家庭等児童生徒入学援助費助成事業～遠軽町単独事業
- ⑧ひとり親家庭等医療費助成事業～親の通院費分については遠軽町単独事業

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けた役割

本計画を推進するにあたっては、家庭、地域、企業・職場、行政などがそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。計画の実現に向けて、連携・協力しながら計画を推進します。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもを育てる基本的な場であり、子どもが心身共に健やかに育つ上で重要な役割もっています。親子の絆を深め、愛情あふれるふれあいの中で子どもの基本的な生活習慣や思いやりの心などを育むことが必要です。そのため、子どもにとって安らぎのある家庭づくりに努めることが大切です。

(2) 地域の役割

子育て家庭を支援するためには、町民一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て家庭を暖かく見守り、「地域で子どもを育てる」という意識を持つことが重要です。近隣同士のつながりを深め、様々な交流や自治会、地域活動団体が相互に連携を深め、地域住民が共に支えあい、地域ぐるみで子育て支援活動に積極的に参加することが期待されます。

(3) 企業・職場の役割

働き方改革関連法により、出産・育児後も女性が変わらず働き続けられる環境の整備は、企業や職場が取り組まなくてはならない重要な課題となりました。

また、性別にかかわらず「家庭と仕事を両立する」との考えから、育児についても男性が積極的にかかわることが求められています。

このため、育児休業制度の導入や男女ともに制度を利用できる職場づくり、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるなど、子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実や整備を推進するとともに、地域社会の一員として子育てに対する理解と認識を深め、子育てにやさしい環境づくりに努めていくことが求められています。

(4) 行政の役割

本計画の内容は広範な分野にわたることから、各事業担当課は、子ども・子育て支援に対する共通の認識を持つことが重要であるとともに、地域にある子育て支援に関する資源を積極的に活用し、計画を推進していきます。

また、子ども・子育て支援に関する情報を、広報や子育て支援アプリ、インターネット等を活用し、提供していきます。

2. 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

本計画に盛り込まれた事業の実施には、町はもとより、関係行政機関、サービス事業者、地域組織・団体、企業、そして町民が関わり、各関係者の緊密な連携が必要です。

① 町行政内部の連携

本計画推進にあたっては、福祉、教育、保健、医療をはじめ、雇用、生活環境など様々な行政分野が関わっていることから、町行政内部の関係部局の連携を図ります。

② 国・道・近隣市町村との連携

本計画に盛り込まれた事業の多くは、子ども・子育て関連3法のもとに実施されることから、国・道、近隣市町村との連携を図ります。

③ サービス事業所、関係組織・団体との連携

各種サービスの提供には、民間サービス提供事業所、地域組織、ボランティア団体等が担っており、それらとの連携を図ります。

(2) 組織体制の調整

本計画に盛り込まれた事業には様々な組織、団体が関わっていることから、各組織・団体が有機的に連携し、事業が効率的に、着実に実行されるよう、組織体制の調整を図ります。

① 町行政内部の連携体制の整備

各事業の推進には町行政内部の多くの部局が関係することから、関係各部局による連絡・調整・協議機関としての組織体制を整備します。

② 関係組織・団体との連携体制の整備

各種サービスの提供には、行政、民間サービス提供者、ボランティア等が関わっており、各組織・団体の緊密な連携が図れるよう、連絡・調整・協議機関としての組織体制を整備します。

③ 計画の進行管理体制の整備

計画された各事業の実施状況を定期的に点検し、計画の進捗を評価するとともに、計画の見直しの必要性を検討するために、遠軽町子ども・子育て会議を計画の進行管理組織とします。

第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行 遠軽町民生部子育て支援課

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

電話 (0158) 42-4560
